

大分県教育改革プラン

新大分県 総合教育計画

改訂版

大分県教育委員会

平成24年3月



新大分県総合教育計画

(改訂版)

大分県教育委員会

平成24年3月



はじめに



新大分県総合教育計画が策定されてから5年が経過しましたが、この間、大分県の教育を取り巻く状況には大きな変化がありました。

まず、平成20年に教員採用選考試験に係る贈収賄事件が発覚したことです。二度とこのような事件を起こさないよう、徹底した改革・改善に取り組み、権限と責任が明確で透明性の高い教育行政システムを構築してきました。

また、平成19年度から全国学力・学習状況調査、平成20年度から全国体力・運動能力、運動習慣等調査が実施されました。これらの調査により、本県の小・中学生の学力・体力が全国平均を大幅に下回っていること、低位層の子どもの割合が高いことなどが明らかとなりました。さらに、平成23年の東日本大震災の発生は、子どもたちの安全・安心の確保だけでなく、協力して困難に立ち向かうことの大切さを痛感させられました。

こうした情勢の変化を受け、本計画の計画期間（平成18年～27年）の中間年にあたり、計画を全面的に改訂しました。

計画の改訂にあたっては、まず教育委員が何度も案を見直し、議論するとともに、県議会においても3度にわたり審議をいただきました。さらに各分野の第一線で活躍されている10名の有識者からなる委員会で、3回にわたって熱心なご議論をいただくとともに、市町村教育委員会や、県民の皆さんからも多数のご意見を伺い、この計画に反映させてまいりました。貴重なご提言をいただいた皆様に心から御礼申し上げます。

今回の改訂にあたっては、いただいたご意見を踏まえるとともに、これまでの取組を検証し、全面的に内容を見直し、今後の大分県の教育の方向を指し示すものとなりました。

計画は作るだけでなく、実行されてこそ意味のあるものとなります。本計画の実行状況のフォローアップや課題を毎年きちんと実施する仕組みも設けており、着実に実行していくよう努めてまいります。

県教育委員会は、市町村教育委員会・学校と一体となって、夢に挑戦し、自己実現を図る子どもたちの育成を目指してあらゆる取組を進めてまいります。

今後とも、県民の皆さんのご協力をいただき、さらに県民総ぐるみによる教育を進めていきたいと考えております。ご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成24年3月

大分県教育委員会

教育長 野 中 信 孝

目次

はじめに

大分県教育委員会 教育長 野 中 信 孝

1 新大分県総合教育計画の改訂にあたって

改訂の趣旨	1
計画の性格・役割	1
計画の期間	1
改訂の主な内容	1
新大分県総合教育計画の体系	3

2 施 策

I 教育の再生と県民の期待に応える教育行政の推進

1 県民の期待に応える教育行政の推進	5
2 県民総ぐるみによる教育の推進	7
3 人権教育の充実	10

II 子どもの挑戦や自己実現を支える学校教育の推進

1 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進	12
(1) 義務教育における基礎的・基本的な学力の定着	12
(2) 子どもの体力の向上	15
(3) 子どもの健康づくり	18
(4) 時代の変化を見据えた教育の展開	20
(5) 豊かな心の育成	22
(6) 幼児教育の充実	25
(7) 高校生の進学力・就職力の向上	27
(8) 一人一人の障がいに応じた指導の充実	30
2 地域の力を活かした学校づくりの推進	33

III 子どもの安全・安心の確保

1 安全・安心な学校づくりの推進	36
2 いじめ・不登校等問題行動への対応の強化	39

IV 生涯学習と文化・スポーツの振興

1 生涯学習社会の形成と社会教育の推進

- (1) 県民の生涯学習を支えるための基盤の整備…………… 42
- (2) 社会教育の推進 …………… 45

2 文化芸術の振興と文化財の保存・活用・継承

- (1) 文化芸術活動の促進…………… 48
- (2) 文化財・伝統文化の保存・活用・継承 …………… 50

3 県民スポーツの振興

- (1) 県民スポーツの推進基盤の整備 …………… 53
- (2) 競技スポーツの振興…………… 56

V 教育基盤の整備

1 教職員の意識改革と資質能力の向上 …………… 59

2 教育環境の整備 …………… 61

3 教職員が教育活動に専念できるような支援の充実 …………… 64

3 計画のフォローアップと今後の展開

計画のフォローアップと点検・評価…………… 67

計画のフォローアップ及び点検・評価のフロー図…………… 67

新大分県総合教育計画フォローアップ委員会…………… 68

目標指標一覧（再掲）…………… 69

1 新大分県総合教育計画の改訂にあたって

新大分県総合教育計画の改訂にあたって

改訂の趣旨

「新大分県総合教育計画」は、大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン2005）の教育部門の実施計画として平成18年6月に策定されました。この計画の計画期間は10年間（平成18年度から27年度）ですが、計画の中間年にあたる平成23年度に大分県長期総合計画の見直しに合わせ、平成20年の教員採用選考試験に係る贈収賄事件や、全国学力・学習状況調査の実施、東日本大震災の発生などの社会情勢の変化を考慮して全面的に見直しを実施し、「新大分県総合教育計画（改訂版）」を策定しました。

計画の性格・役割

- ①大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン2005）の教育部門の実施計画に相当します。
- ②この計画は、大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン2005）の教育関係部分と合わせて、教育基本法第17条第2項に基づく、本県における教育の振興に関する基本的な計画として位置付けられるものです。

計画の期間

計画の期間は平成18年度から平成27年度までの10年間です。
（改訂後の計画の適用期間は平成24年度から平成27年度の4年間）

改訂の主な内容

①施策の区分の見直し

- 教育の再生を中心に、教育行政、県民総ぐるみによる教育、人権教育など、学校教育と社会教育の双方に関わる事項を「教育の再生と県民の期待に応える教育行政の推進」として1章にまとめました。
- いじめ・不登校への対応が強く求められていることや、東日本大震災の発生をふまえて「子どもたちの安全・安心の確保」という新たな章を設けました。
- 社会教育、文化、スポーツ施策を合わせて「生涯学習と文化・スポーツの振興」という章にまとめました。

②新たな施策

- 学校・家庭・地域の連携・協働が求められているため、これらを推進するための「おおいた

教育の日]、「協育」ネットワークの構築」といった取組と、学校等の現場の取組を広く情報発信するための取組を合わせ、施策「県民総ぐるみによる教育の推進」を設けました。

- 経済社会のグローバル化に対応する外国語教育や、科学技術の発展に対応する理科教育、環境問題やエネルギー問題に対応する環境教育など、これからの社会を生きていくうえで重要と考えられる教育分野を、施策「時代の変化を見据えた教育の展開」にまとめました。
- 教職員の会議や研修が多く、また、事務作業も負担になっており、本来の教育活動に専念しにくいという状況を受け、教職員が子どもに向き合う時間を確保するために、施策「教職員が教育活動に専念できるような支援の充実」を設けました。

③ 拡充した施策

- 子どもの学力向上（義務教育と高校教育に分割して2施策とし、記載内容を充実）
- 子どもの健康・体力づくり（体力向上と健康づくりに分割して2施策とし、記載内容を充実）
- 文化財（保存・継承に加えて、活用に関する取組を追加）

④ 目標指標の見直し

- 目標指標について、学力・体力の向上などに向けた新たな指標を追加するとともに、役割を終えたもの、わかりにくいものは削除し、全体の精選を図りました。また、すでに目標を達成した指標などについては目標値を変更しています。

指標の数	100指標 → 58指標
新たに設定した指標	29指標（全体の50%）
目標値を変更した指標	13指標
廃止した指標	71指標

⑤ コンパクト化

県民の皆さんが見やすいよう、また、教育関係者が使いやすいよう記載内容をメリハリをつけて精選し、1施策を2ページ以内にまとめ、全体の分量をコンパクトにして読みやすく中身の濃い計画としました。

新大分県総合教育計画の体系

当初（平成18年6月策定）

I 多様な教育の推進と未来を拓く青少年の育成

1 生きる力をはぐくむ学校教育の推進

- (1) 確かな学力の育成と個性・創造性の伸長
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健康・体力づくりの推進
- (4) 特別支援教育の充実
- (5) 一人一人を大切にする生徒指導の充実
- (6) 幼児教育の充実

2 信頼と協働による学校づくりの推進

- (1) 豊かな教育環境の整備
- (2) 教員の意識改革と資質能力の向上
- (3) 開かれた学校づくりの推進
- (4) 安全・安心な学校づくりの推進

3 生涯学習社会の形成と社会教育の推進

- (1) 県民の生涯学習を支える基盤の整備
- (2) 社会教育の推進

4 青少年の健全育成

- (1) 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実
- (2) 豊かな心をはぐくむ体験活動や読書活動の推進

II 人権を尊重する社会づくりの推進

人権教育の充実

III 多彩な県民文化・県民総スポーツの振興

1 県民文化の創造

文化芸術活動の推進

2 文化財・伝統文化の保存と活用

- (1) 文化財・伝統文化の愛護意識の高揚と保存・継承
- (2) 文化財・伝統文化の活用と情報の発信

3 県民スポーツの振興

- (1) 県民スポーツの推進基盤の整備
- (2) 競技スポーツの振興

IV 「おおいた教育の日」の普及と推進

- (1) 「おおいた教育の日」の趣旨の普及
- (2) 「おおいた教育の日」の取組の推進

V 分権型社会に対応した教育行政の推進

- (1) 社会の変化に対応した県教育行政運営の推進
- (2) 市町村教育委員会の機能強化と連携の推進

改訂後（平成24年3月）

I 教育の再生と県民の期待に応える教育行政の推進

1 県民の期待に応える教育行政の推進

2 県民総ぐるみによる教育の推進

3 人権教育の充実

II 子どもの挑戦や自己実現を支える学校教育の推進

1 生きる力をはぐくむ学校教育の推進

- (1) 義務教育における基礎的・基本的な学力の定着
- (2) 子どもの体力の向上
- (3) 子どもの健康づくり
- (4) 時代の変化を見据えた教育の展開
- (5) 豊かな心の育成
- (6) 幼児教育の充実
- (7) 高校生の進学力・就職力の向上
- (8) 一人一人の障がいに応じた指導の充実

2 地域の力を活かした学校づくりの推進

III 子どもたちの安全・安心の確保

1 安全・安心な学校づくりの推進

2 いじめ・不登校等問題行動への対応の強化

IV 生涯学習と文化・スポーツの振興

1 生涯学習社会の形成と社会教育の推進

- (1) 県民の生涯学習を支えるための基盤の整備
- (2) 社会教育の推進

2 芸術文化の振興と文化財の保存・活用・継承

- (1) 文化芸術活動の推進
- (2) 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

3 県民スポーツの振興

- (1) 県民スポーツの推進基盤の整備
- (2) 競技スポーツの振興

V 教育基盤の整備

1 教職員の意識改革と資質能力の向上

2 教育環境の整備

3 教職員が教育活動に専念できるような支援の充実

2
施
策

施 策

I 教育の再生と県民の期待に応える教育行政の推進

1 県民の期待に応える教育行政の推進

現状と課題

- 平成20年の教員採用試験に係る贈収賄事件は、教育行政に対する県民の信頼を根底から失墜させました。このような事件を二度と起こさないため、教員採用試験と管理職選考試験の見直し、民間人校長の配置、人事管理システムの導入、県立学校・小・中学校・教育庁人事の一元化、総務管理部門と教育指導部門の分離等の組織の見直しなど人事制度改革を推進し、権限と責任が明確で透明性が高い教育行政システムの確立を図ってきました。
- その上で、子どもが夢に挑戦し自己実現できるよう知・徳・体の調和のとれた子どもを育成するために、学力・体力の向上や豊かな心の育成など、学校現場でしっかりと成果を上げ、県民の期待に応えていく必要があります。
- その際には、特に義務教育分野では市町村教育委員会との意思疎通が不可欠です。県教育委員会と市町村教育委員会・各学校の意思疎通を進めていますが、依然として市町村や学校により意識や取組に大きな格差が見られます。

今後の方向性・取組

- 平成20年の事件は将来にわたり決して風化させてはなりません。今後とも教育委員が先頭に立って不断の見直しを行い、果敢に改革を続けます。
- 教育行政の責任者である教育委員が、前例にとらわれず様々な課題を議論し、教育委員会の活性化を図るとともに、県民に対して教育委員会の姿勢や重点的な取組を分かりやすい形で示し、実行します。
- このため、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①開かれた教育委員会の推進

県教育委員会の姿勢や重点的な取組を県民に分かりやすい形で示し、実行します。
あらゆる課題意識を県教育委員会だけではなく、市町村教育委員会、各学校や教育機関等と共有し、効果的な取組を「点から面へ」広げ、当たり前のことをきちんと「徹底」することで、改革をさらに進めていきます。

ア 開かれた教育委員会づくりの推進

- 地域住民の意見を反映するとともに、地域の教育に対する関心が高まるよう「移動教育委員会」を開催

- 教育委員会の考えや取組、自己評価を広報紙やインターネット等を活用して積極的に公開

イ 教育行政及び教育指導の重点方針の策定

- 毎年度、本計画や最新の課題認識に基づき、教育委員会が特に重点的に取り組む事項や考え方を県民に分かりやすくまとめて「教育行政及び教育指導の重点方針」を策定

②教育委員会の活性化

ア 教育委員会の活性化

- 教育委員会会議において、教育委員が自ら議題を設定する自由討議を実施
- 事業の企画立案に、教育委員の考え方がより反映できる仕組みの創設

イ 学校教育指導体制の見直し

- 県教育庁本庁・教育事務所・教育センター・市町村教育委員会等に配置している指導主事の在り方、業務やこれらの機関の組織体制の総合的な見直し

○県教育委員会と市町村教育委員会・学校が相互に課題意識を共有し、同じ方向を向いて取り組めるよう県教育委員会が実施する事業を市町村教育委員会・学校に対して直接説明するとともに、学校長など現場からの意見や提案を県教育委員会の施策立案・実施の参考として取り入れていきます。

①市町村教育委員会・学校との意思疎通の徹底、課題認識の共有

県教育委員会と市町村教育委員会・学校の意思疎通を徹底し、連携して教育の実を上げていきます。

ア 市町村教育委員会との連携のさらなる強化

- 県教育委員会と市町村教育委員会が課題意識を共有するため、実質的な議論ができる場を設定
- 県教育委員会が、市町村教育委員の研修を実施

イ 双方向の意思疎通の徹底

- 全小・中学校長に対して県教育委員会が直接事業等を説明する説明会を開催
- 県教育委員会と小・中学校長や市町村教育委員会との意見交換会を地域別に開催



【平成23年度移動教育委員会（玖珠町にて開催）】



【教育委員による出前授業（大分豊府中学校）】

2 県民総ぐるみによる教育の推進

現状と課題

- 教育を巡る課題が複雑化する中、家庭や地域の教育力が低下しており、学校・家庭・地域がそれぞれ個別に対応するだけでは課題を解決することが非常に難しくなっています。平成18年の改正で教育基本法に学校、家庭及び地域住民等の相互の連携・協力を努めることが新たに規定されるなど、学校・家庭・地域が、それぞれの教育力の向上を図るとともに、相互に連携・協力して子どもの健やかな成長をはぐくむことがこれまで以上に求められています。
- 平成17年3月に条例で制定された「おおいた教育の日」を県民全体の運動とすべく、これまで様々な取組を進めてきました。今後の本県の教育をさらに向上させるためには、学校・家庭・地域の抱える課題を共有し、多くの県民が教育について考え、話しあい、実行するという県民総ぐるみの教育を進めていくことが必要です。
- 本県では、学校・家庭・地域が連携・協働するための仕組みづくり（「協育」ネットワーク）に全国に先駆けて取り組んだ結果、学校の授業等の支援や登下校の見守り、放課後等の体験活動の支援などに多くの県民が意欲的に参加しており、その実績を活かして、今後も、この分野で先進的な取組をしていくことが求められています。



【平成21年度おおいた教育の日推進大会】

今後の方向性・取組

- 大分県には地域ぐるみの取組で非常に成果をあげている市町村や学校があり、そうした取組を地域ぐるみで広げていこうという気運も高まってきています。教育の質の向上は、学校・家庭・地域の子どもの関わる当事者みんなが自分のこととして考え、取り組むことが大切です。こうした取組を県内にあまねく広げていくために、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①連携に向けた気運の醸成

「おおいた教育の日」の普及啓発に引き続き取り組むとともに、県民が教育について考え、話し合うことのできる機会を充実します。また、学校・家庭・地域が連携し、県民総ぐるみで子どもを育てる気運を積極的に醸成します。

ア 県民フォーラム等の開催

- 学力・体力の向上や豊かな心の育成に向け、学校・家庭・地域が連携して取り組む気運を盛り上げるため、県民フォーラムなどの行事を開催

イ 「おおいた教育の日」の取組の推進

- 開催地域の現状を踏まえ、地域参加型の大会に向けての企画・運営の工夫
- 多くの参加団体や協賛事業所からの支援を受けての県民総ぐるみの取組

②「協育」ネットワークの推進

学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる体制を県内全域において整備します。

- 公民館等を拠点にした「協育」ネットワークを県内全域に拡充
- 学校等の求めと地域の力をマッチングさせるコーディネート機能の充実
- P T A や地域住民等による学校教育活動や地域の学習・体験活動等への支援を拡大

③がんばる学校の応援

学校等の現場で地道にがんばっている地域住民・児童生徒・教職員等の取組を表彰するとともに、動画等により分かりやすく広く県民へ発信します。

ア 動画による情報発信

- 全国でも先駆的な取組である「大分県教育庁チャンネル」^(※1)で、学校現場でがんばる地域住民・児童生徒・教職員等の特色ある取組の動画を発信

イ 大分県教育奨励賞

- 学校現場で地道にがんばっている地域住民・児童生徒・教職員等の活動を広く表彰



【教育庁チャンネル取材風景】

目標指標

指 標 名	現状値	目標値	
		年度	平成27年度
「おおいた教育の日」普及期間における行事への総参加者数	303,000人	H22	350,000人
「協育」ネットワークの小学校カバー率	83%	H23	100%
県民への学校現場の動画配信（教育庁チャンネルによる動画数）	年62件	H22	年100件

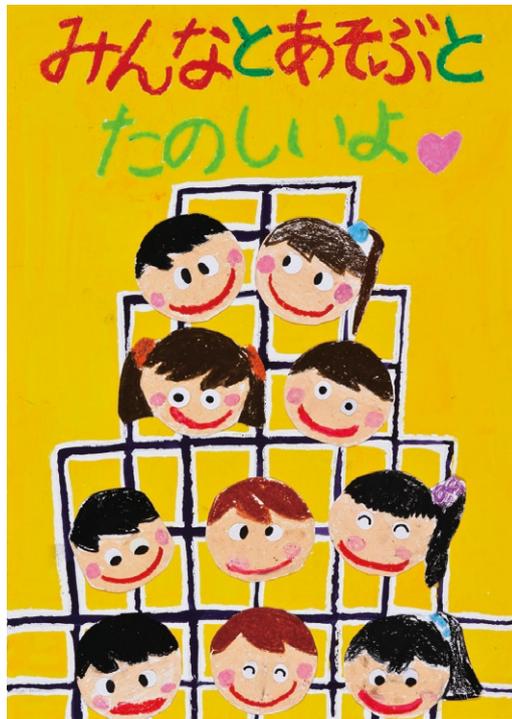
※1 「大分県教育庁チャンネル」学校現場の先生の横顔、子どもたちの活躍、地域の皆さんによる支援の様子などの特色ある取組や地道な取組などを紹介するため、県教育委員会が動画投稿サイトであるYouTubeに開設した専用のチャンネル。平成24年3月現在で170本の動画が掲載されており、再生回数は約14万回。

<http://kyouiku.oita-ed.jp/oita-channel/index.html>

3 人権教育の充実

現状と課題

- 全ての人の個性や権利が尊重され、差別を受けることなく心豊かに生活できる社会の実現が求められています。その一方で、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療、拉致問題等、さまざまな人権問題が依然として存在し、インターネット上での人権侵害情報の掲載など、人権に関する新たな問題が発生しています。
- 人権についての知的理解を持ち、人権感覚を十分に身に付け、具体的な行動ができる子どもの育成のため、教職員が「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」（文部科学省の調査研究会議報告書）の内容を理解し、実践する必要があります。
- 保護者や地域の人権意識をより高揚させるために、人権教育を推進するファシリテーター（促進役）の養成とその資質の向上を積極的に進める必要があります。



【平成23年度人権ポスター最優秀賞
（小学生以下）中津市立三保小3年田中蒼佳さん】

今後の方向性・取組

- 人権への配慮がその態度や行動に現れるような子どもの育成に向け、学校教育活動全体を通じた人権教育を推進するとともに、地域住民に対する市町村の取組を支援するため、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①学校教育における指導の充実

学校教育活動全体を通じた人権教育を推進し、特に、全ての子どもが体験的参加型学習^(※1)を受けられることを目指します。

ア 日常的な人権教育の推進

- 人権についての正しい理解、鋭い感性、人権感覚や自他を尊重する意欲や態度、技能を育成するため、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通じた日常的な人権教育を実施
- 校内で体験的参加型学習を進める際にリーダーとなる人権教育主任等の資質向上のための研修を充実

イ 教材の開発・整備と評価方法の提供

- 教職員の校内研修や児童生徒の人権学習の充実を図るため、人権問題を身近な問題として捉えた教材を開発・整備
- 人権教育を効果的に進めるための評価方法の提供

②社会教育における取組の支援

人権を尊重する意欲や態度、技能をもった地域住民の育成に向け、市町村が行う人権教育の取組を支援します。

- 市町村が地域住民に対する支援を充実するため、ニーズに応じた研修会を開催するとともに、市町村が行う体験的参加型学習の導入等に対する支援を充実
- 人権教育を推進する市町村教育委員会職員等の資質向上と、体験的参加型学習を推進するファシリテーターの養成



【体験的参加型学習の様子】

目標指標

指標名	現状値	目標値	
		年度	平成27年度
体験的参加型学習を受講した児童生徒の割合	80.8%	H22	100%
人権教育推進のファシリテーター養成数	126人	H22	168人

※1 「体験的参加型学習」参加者がお互いの気づきや考えを共有しながら能動的に学習活動に参加する学習方法。(ワークショップ)

Ⅱ 子どもの挑戦や自己実現を支える学校教育の推進

1 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

(1) 義務教育における基礎的・基本的な学力の定着

現状と課題

- 全ての子どもに基礎的・基本的な学力を身に付けさせることは、義務教育の使命です。基礎的・基本的な学力は、子どもが将来どのような道に進むとしても必要なことであり、このような力を学校教育で身に付けさせることは全ての県民の願いです。
- 本県の小・中学生の学力の状況は、全国学力・学習状況調査^(※1)(平成22年度)において多くの教科で全国平均を下回っており、九州内の順位(5位~6位)も低迷しています。特に、学力の低い子ども(低学力層)の割合が全国平均と比べて2~3ポイント高いことが大きな課題となっています。また、応用問題(B問題)の平均正答率が全国平均と比べて1~2ポイント低く、思考力・判断力・表現力の向上も課題となっています。
- ここ数年の学力向上施策等により、学力向上の新たな動きや気運が大きく高まってきています。この動きを定着させ、さらに効果的な取組を「点から面へ」広げ、当たり前のことを「徹底」していくことが求められています。
- 子どもの学力は、朝食をきちんと食べることや、決まった時間に起床するなどの規則正しい生活、読書習慣などと関係があると考えられるため、これらを習慣づけることが大切です。



【1時間完結型授業の様子】



【小・中学校が連携した授業】

今後の方向性・取組

- 今後5年間で低学力層の底上げを最優先課題とし、低学力層の割合を半減するとともに、全国学力・学習状況調査の正答率を九州トップレベルにすることを目指します。このため、以下の点に重点をおいて取組を進めます。

①教員の授業力の向上

効果的な取組をさらに広げるため、より多くの教員が優れた授業やノウハウ等に触れたり、指導を受けたりできるように取組を進めます。

ア 優れた授業方法の普及と授業の改善

- 優れた授業方法を普及するため学力向上支援教員の配置を推進
- 校長の授業観察による指導や互見授業^(※2)による各教員の授業改善の徹底

イ インターネットなど電子媒体を活用した授業方法・ノウハウの共有

- いつでも・どこでも教員が活用できるよう、優れた授業方法や効果的な教材やこれまでのモデル事業の成果等をデータベース化し、共有

②児童生徒の習熟度に応じた個別指導の充実

児童生徒の個のつまずきを放置せず、早期の解消を図ります。

ア 夏季休業中や放課後の時間を活用した、個のつまずきの解消

- 個のつまずきに応じた個別指導の充実

イ 問題データベースの活用

- 個のつまずきに応じた問題の提供
- 全国学力・学習状況調査の算数・数学B問題のデータベース化

ウ 家庭との連携の推進

- 「家庭学習のてびき」の活用による家庭学習の定着・充実
- 朝食をきちんと食べることや規則正しい生活リズムなど、望ましい生活習慣の定着

エ 地域との連携の推進

- 地域人材による放課後等の補充学習の充実

③児童生徒の思考力・判断力・想像力・表現力の向上

読書活動や言語活動^(※3)を通じて児童生徒の思考力・判断力などを向上させ、複雑な応用問題にも対応できる力を育成します。

- 小・中学生の読書時間を確保するため、学校全体での計画的な取組の推進
- 学校図書館を活用した探求的な授業の進め方等に関する研修の実施

目標指標

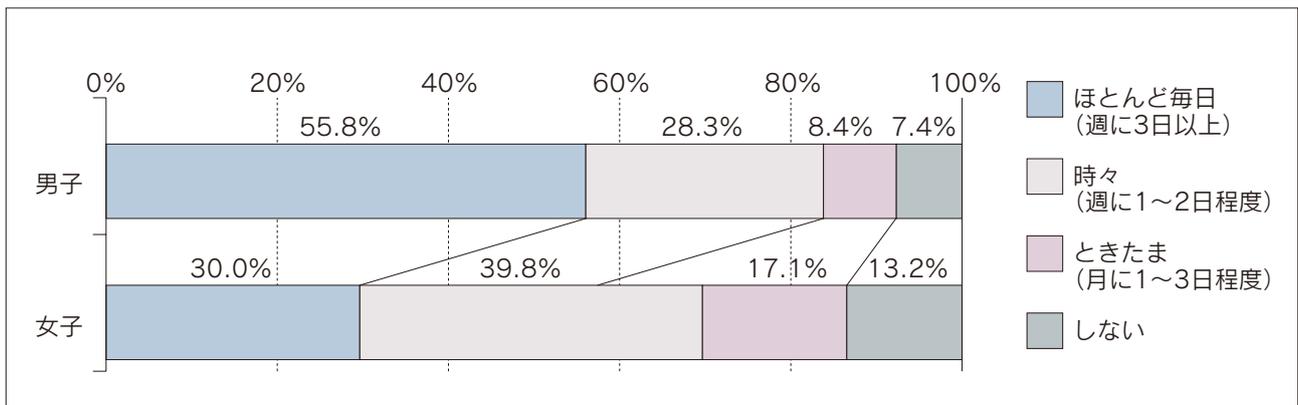
指 標 名		現状値	目標値	
			年度	平成27年度
基礎・基本の定着状況調査 ^(※4) における学力が全国平均以上の児童生徒の割合	小5	53%	H22	70%
	中2	53%	H22	70%
基礎・基本の定着状況調査における、低学力層の割合	小5	9.5%	H22	6%
	中2	9.7%	H22	6%
「全国学力・学習状況調査」の全国平均を超えた教科の割合	小6	0%	H22	100%
	中3	0%	H22	100%
授業がわかると感じている児童生徒の割合	小5	87.3%	H22	90%
	中2	69.4%	H22	80%

- ※1 「全国学力・学習状況調査」文部科学省が、平成19年度から小6と中3の児童生徒を対象に実施している学力等の全国的な調査。
- ※2 「互見授業」教員が日常の授業を公開し、他の教員に批評してもらい、その批評をもとに授業を改善する取組。
- ※3 「言語活動」各教科等の目標達成のために行う記録、要約、説明、論述等の学習活動。
- ※4 「基礎・基本の定着状況調査」大分県教育委員会が平成15年度から、小5・中2を対象に、学習指導要領に基づく学習内容の定着状況を把握する学力等の調査。

(2) 子どもの体力の向上

現状と課題

- 全ての子どもに基礎的な体力を身に付けさせることは義務教育の使命です。しかし、全国体力・運動能力、運動習慣等調査(*1) (平成22年度)によれば、大分県の子どもの体力は、全国33位(小5・中2男子)、35位(小5女子)、45位(中2女子)と、全国的に見て低い水準にとどまっています。また、体力の低い子ども(低体力層)の割合が全国平均と比較して高く、特に中学2年生の女子では8ポイントの差があります。
- 子どもの状況を的確に把握した上で、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、学校生活や家庭生活を通じて計画的・継続的に体力向上の取組を行うことが重要です。
- 社会環境や生活様式などの変化により、子どもが運動する機会が減少するとともに、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られます。本県における体力・運動能力等調査によれば、日常の運動習慣が月に4～8日程度の子どもの各種目の合計点が、運動をほとんどしない子ども(月に3日以下。以下同じ)に比べて高いことが明らかになっています。本県では運動をほとんどしない小学生の割合が全国の約1.5倍に達しており、体育の授業以外に運動をほとんどしていない子どもへの働きかけが必要です。



【本県の小学生の運動・スポーツの実施状況 (平成23年度：体育保健課調べ)】

今後の方向性・取組

- 体育の授業の改善、運動部活動の充実や学校生活・家庭生活における運動の習慣化により、低体力層の子どもを減少させることを最重点課題として、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において県平均が全国平均以上の種目を50%以上にするを旨とするため、以下の点に重点をおいて取組を進めます。

① 体育の授業や運動部活動の充実

運動やスポーツの楽しさや喜びを体験させ、継続的に運動やスポーツに親しむ資質や能力を育成するとともに、体力・運動能力の向上を図ります。

ア 授業の充実

- 優れた教員の取組を県下全域に拡大
- 発達段階や校種の接続を踏まえた系統的な体育学習の充実
- 習得した知識の活用を図るため、心肺蘇生法などの実習やディスカッション、ロールプレイングなどを取り入れた保健学習の充実

イ 運動部活動の充実

- 指導者と生徒及び保護者との信頼関係に基づいた取組の充実
- 生徒の安全確保の徹底とスポーツ医・科学に基づいた指導の充実
- 指導者の資質向上を図る研修の充実
- 地域人材の積極的な活用や地域のスポーツクラブとの連携
- 複数校合同運動部活動の促進
- 生徒が参加しやすい実施形態の工夫や、バランスのとれた生活や成長に配慮した休養日や活動時間の設定

②学校生活や家庭生活における運動の習慣化

日常的な運動習慣の定着により、運動をほとんどしない小学生を半減させることを目指し子どもの確実な体力向上を図ります。

- 体力・運動能力調査や生活実態調査結果の効果的な活用
- 運動会等の学校行事や休み時間等の活用など、学校の教育活動全体を通じた取組の充実
- 家庭での外遊びや望ましい生活習慣の確立の推進、学校における地域スポーツ人材の活用など、学校・家庭・地域が連携した取組の充実



【小学校での体育専科教員による指導】



【学校での日常的な運動習慣づくり（休み時間の50m走）】

目標指標

指 標 名		現状値	目標値	
			年度	平成27年度
体力・運動能力調査で県平均が全国平均以上の種目の割合		30.7%	H22	50%
運動部活動への加入率	中学生	67.7%	H22	70%
	高校生	42.3%	H22	45%
運動・スポーツをほとんどしない小学生の割合（学校の体育の授業を除く）	男 子	15.8%	H23	7.9%
	女 子	30.3%	H23	15.2%

※1 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」文部科学省が、平成20年度から小5と中2の児童生徒を対象に実施している体力等の全国的な調査。

(3) 子どもの健康づくり

現状と課題

- 子どもが生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、バランスのとれた食事、適度な運動、十分な睡眠など、望ましい生活習慣を子どもの頃からしっかりと身に付けることが大切です。
- アレルギー性疾患の増加、生活習慣病の低年齢化、薬物乱用の増加やエイズ、新型インフルエンザなどの感染症が発生するなど、子どもの健康課題が多様化・深刻化しており、子どもが自らの健康を守るための知識や実践力を身に付けることが求められています。
- 近年、社会環境の変化に伴い偏った栄養摂取や朝食欠食など、子どもの食生活の乱れにより肥満や痩身、小児生活習慣病を引き起こしていると指摘されています。このような子どもの食生活の乱れを改善する必要があります。

今後の方向性・取組

- 子どもの健康を守るため、学校・家庭・地域の連携の下に健康教育や食育の充実を図るよう以下の点に重点をおいて取組を進めます。

①健康教育の推進

子どもが心身ともに健康な生活を送れるよう健康教育を充実します。

ア 保健教育・保健管理の充実

- 養護教諭や保健主事の資質向上を図るための研修会の充実や支援体制の整備
- 健康診断、環境衛生検査、保健指導を盛り込んだ学校保健計画の策定と運用の推進
- 感染症の早期探知、早期対策のための感染症情報収集システムの活用

イ 学校・家庭・地域の連携の推進

- 各学校で学校保健委員会^(※1)を設置し、学校・家庭・医療機関等との連携を推進
- 薬物乱用防止教室など地域の専門家を活用した保健指導の充実
- 食事や睡眠など、子どもの生活習慣を改善する取組を推進

②食育の推進と学校給食の充実

安全・安心な学校給食を提供するとともに、栄養教諭や学校栄養職員^(※2)を中心に、地域の関係者等と連携しながら、地産地消を促進するなど、学校給食を通じた食育を推進します。

ア 望ましい食習慣の形成支援

- 栄養教諭や学校栄養職員が中心となり、学級担任等と連携して学校教育活動全体を通じた食育の取組を実施するとともに、家庭へ積極的に食育に関する情報を発信

イ 学校給食の充実

- 安全・安心な食材の確保を徹底するとともに、衛生管理意識の向上を図る研修会を実施

- 「学校給食1日まるごと大分県」の取組など、食育の生きた教材となる学校給食での地産地消を促進



【学級担任と栄養教諭による食育の授業】



【地域の農業生産者による食育の講義】

目標指標

指標名		現状値	目標値	
			年度	平成27年度
朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合	小5	95.5%	H22	100%
	中2	94.2%	H22	100%
薬物乱用防止教室を実施している小・中・高校の割合		48.9%	H22	68.4%
学校保健委員会を設置している小・中学校の割合	小学校	66.4%	H22	100%
	中学校	68.2%	H22	100%
「学校給食1日まるごと大分県」などの取組における学校給食での地場産物の利用率		75.1%	H22	100%

- ※1 「学校保健委員会」学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するため、教職員、学校医、地域の保健機関などで構成される各学校に置かれる委員会。
- ※2 「栄養教諭や学校栄養職員」学校給食の各種（栄養、衛生、物資）管理や児童生徒への給食指導を担う職種。特に栄養教諭は、各種管理や指導に加え授業などを通して、食に関する指導を専門的に行う。

(4) 時代の変化を見据えた教育の展開

現状と課題

- これからの未来を担う子どもには、急速な科学技術の発展や情報化、経済社会のグローバル化、環境問題やエネルギー問題といった複雑化する社会問題などに対応するために、社会や時代の変化を見据えた教育が求められています。
- グローバル社会に対応していくためには、世界に目を向け、異文化を理解するとともに、英語などの外国語によるコミュニケーション能力を身に付けた人材の育成が求められています。そのためには、子どもの頃から外国の人や文化に直接触れることが重要です。本県は、大学・短大等に在籍する留学生数が人口あたり日本一という恵まれた条件にありますが、外国の人や文化と直接触れあう交流会や社会見学等を実施している小・中学校は1割程度にとどまっています。
- 社会的・職業的な自立に向け必要な基盤となる能力や態度を十分に身に付け、社会や職業へ円滑に参画できるよう小・中学校時からのキャリア教育^(※1)が求められています。

今後の方向性・取組

- これからのグローバル社会を見据え、言語や文化の違いなど異文化を直接体験し、国際理解を深める機会を増やすことが重要です。このため、本県の立地の優位性を活かして子どもの国際的な見識を拡げ、相互理解を深める機会の拡大を目指します。また、子どもの科学や環境問題に対する興味・関心を高めるとともに、社会の中で活躍できるようキャリア教育を推進するため、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①国際理解教育の推進

ア 外国語活動・外国語教育の充実

- 多様な文化やものの見方・考え方に気付かせ、積極的にコミュニケーションしていかうとする意欲を高める小学校外国語活動^(※2)の充実
- 学んだ技能を駆使して積極的に自己表現しようとする、統合的なコミュニケーション能力の基礎を養う中学校外国語教育の推進

イ 外国の人や文化に触れる機会の拡大

- 県内大学の留学生との交流会など、全ての小・中学生が毎年一度は外国の文化や価値観に直接触れる機会の創出
- 高校では、訪日教育旅行団との交流や、県内大学の留学生との交流、海外への修学旅行・語学研修などを実施

②理科・科学教育や環境教育の推進

子どもの科学や環境問題に対する興味・関心を高めるとともに、創造性や独創性を持った人材を育成する取組を推進します。

ア 理科・科学教育の推進

- 実験・観察を通じた指導方法の工夫改善など教員の指導力の向上

- 企業やNPOなどとの連携を図るとともに、O-Labo^(※3)など地域で科学的な体験ができる施設の活用により、発展的な学習の充実や科学的な体験の機会を拡大
- 子どもが自然科学に親しめる自然体験活動を推進
- スーパーサイエンスハイスクール^(※4)や企業や大学との連携、科学コンテストの実施などにより、高校生が最先端の研究に触れる機会や研究活動を発表したり成果を試す機会を充実

イ 環境教育の推進

- 自然体験活動・社会奉仕体験活動などの多様な体験活動を取り入れ、各教科、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じた環境教育・環境学習を推進

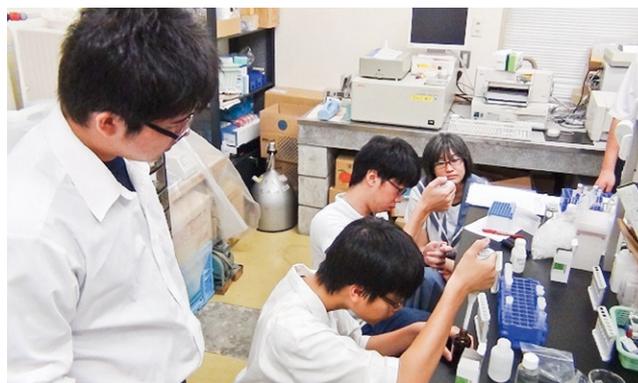
③キャリア教育の推進

発達の段階に応じた体系的なキャリア教育を推進します。

- 各教科や日常生活における地域探検や家族などの職業調べ、職場見学・職場体験などの体系的な実施によるキャリア教育の推進
- 職場見学・職場体験などの効果をより引き出し、指導を改善・充実するための研修を実施



【APUの国際学生と児童の交流】



【大学と連携した研究活動（大分舞鶴高校）】

目標指標

指標名	現状値	目標値	
		年度	平成27年度
留学生等との国際交流活動を実施した小学校の割合	26.2%	H22	100%
理科が好きな子どもの割合	小学校	H22	90%
	中学校	H22	90%
職場体験を実施した中学校の割合	98.5%	H22	100%

- ※1 「キャリア教育」児童生徒一人一人が社会人・職業人として自立していくために必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。
- ※2 「小学校外国語活動」学習指導要領の改訂により平成23年度から小5、6に導入された活動で、音声を中心に外国語に慣れ親しませる活動を通じて言語や文化を体験的に理解させ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度などを育成する。（中学校における英語の授業とは目的や内容が異なる）
- ※3 「O-Labo」子どもたちが科学実験や観察などを体験できるスペース。OはOitaやOpenなど、Laboは実験室を表す。
- ※4 「スーパーサイエンスハイスクール」大学や研究機関等と連携してカリキュラムを開発するなど、理数系教育の充実を図る取組を行う高校等を文部科学省が指定。県内では大分舞鶴高校と日田高校の2校が指定。（平成23年度）

(5) 豊かな心の育成

現状と課題

- 都市化や過疎化、少子高齢化など地域社会の変化により、子どもの社会性の欠如や、コミュニケーション能力や他人を思いやる心など人間関係をはぐくむ力の不足が指摘されています。また、平成23年に発生した東日本大震災以降、人と人のつながりやきずなといった心と心の関係がより重視されており、協力して困難に立ち向かうことの大切さを子どもに身に付けさせる必要があります。
- グローバル化が進む中で、国際社会に生きる日本人としての自覚や多様な文化を尊重できる態度・資質を育成するため、郷土の素晴らしさにふれ、郷土や国に対する愛着や誇りをはぐくむことが一層求められています。
- 読書は、感性や想像力やコミュニケーション能力等を育成するなど、人生をよりよく生きる力を身に付けていく上で欠かせないものですが、インターネットや携帯電話、電子書籍等多様な情報メディアの発達・普及により、読書離れや活字離れも指摘されています。家庭における読書活動の重要性について、保護者の理解を促進するとともに、幼児期からの読書習慣の育成や中学校・高校における読書時間の確保を進める必要があります。



【地域の清掃活動】



【田植え体験】

今後の方向性・取組

- 道徳教育を充実させるとともに、読書活動や体験活動等を通して、規範意識、倫理観、コミュニケーション能力等をはぐくみ、豊かな人間関係を築くことを目指し、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①道徳教育の充実と体験活動の推進

社会性や規範意識、協力して困難に立ち向かうことの大切さ、自尊心等は、体験活動を通じて学ぶことが多いことから、地域との交流や自然体験、ボランティア活動、スポーツ等を行うことが重要であり、小・中学生が年に1度は体験活動を、異年齢集団による活動

等も取り入れながら行うことを目指します。

ア 道徳教育の充実

- 体験活動の効果的な活用や地域人材の積極的な活用を通じた、小・中学校の道徳の時間の工夫・改善を行い、豊かな心を育成
- 豊かな人間関係をはぐくむためのボランティア活動や自然体験活動をとおして、規範意識や倫理観を学べる体験活動の計画・実施

イ 体験活動の推進

- 地域の「協育」ネットワーク（8ページ）等を活用した多様な体験活動の機会の提供
- 青少年教育施設における教育課程や教科学習と連動した効果的な自然体験、生活体験等の体験活動プログラムの開発と学校への提供

ウ 郷土や国を愛する心の育成

- 地域にある教材や地域人材を積極的に活用した学習により、本県や我が国の良さや人材の素晴らしさを実感させ、郷土や国を愛する心を育成
- 子どもが郷土や我が国の発展に尽くし伝統と文化を育てた先人の努力を知り、郷土に愛着と誇りを持てる学習の充実

エ コミュニケーション能力の育成

- 学校の教育活動のあらゆる機会において、子どもに自分の思いを言葉にして伝え合うことの大切さを実感させることにより、コミュニケーション能力を育成

②読書活動の推進

全ての小・中学校で毎週読書活動を実施するなど、学校で読書習慣の確立を図るとともに、読書指導や学校図書館の環境整備を推進します。また、家庭における読書活動の重要性についての理解を促進します。

- 全校一斉の読書活動等、読書機会の拡充に向けた取組の実施状況の把握と改善点の徹底
- 読書指導の充実を図るための司書教諭（※1）等関係職員を対象とした研修の実施
- 公立図書館やボランティアと連携した学校図書館の室内環境や図書整備
- 子どもに読書の楽しさやすばらしさを実感させるため、朝読書の時間等で地域の読み聞かせグループと連携して、読み聞かせを実施
- 図書館報の定期的発行や全校一斉の読書活動の奨励により読書意欲を喚起
- 学校だよりなどを活用し、家庭における読書の重要性に対する理解を促進

③芸術教育の推進

郷土の芸術文化を基にした芸術教育を進めることにより子どもの豊かな感性や創造性を育成します。

- 郷土に伝わる芸術に関する教材を活用した授業の推進
- 郷土に伝わる芸術を鑑賞する授業の推進

目標指標

指 標 名		現状値	目標値	
			年度	平成27年度
読書活動を週1回以上実施している学校の割合	小学校	96.8%	H22	100%
	中学校	63.2%	H22	100%
道徳の時間に地域人材を活用している学校の割合	小学校	48.9%	H22	100%
	中学校	51.1%	H22	100%
体験活動を年間35時間以上実施している学校の割合	小学校	43.1%	H22	100%
	中学校	40.1%	H22	100%
公立図書館における中学生以下の子ども1人当たりの児童書貸出冊数		10.4冊	H22	14.6冊

※1 「司書教諭」学校図書館において専門的職務をつかさどる教員のこと。教諭等で、司書教諭の講習を修了した者であることが資格要件。

(6) 幼児教育の充実

現状と課題

- 幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、幼児教育は義務教育をはじめその後の学習活動につながる重要な役割を担っています。
- 基本的な生活習慣の欠如、食生活の乱れ、規範意識の希薄化、コミュニケーション能力の不足等、幼児の育ちが変化しており、これらの問題の解決が課題となっています。
- 小学校入学後、授業中に騒いだり、じっとしてられないなど小学校生活への不適応となる子どもがいることから、幼児期からの対応が課題となっています。
- 社会状況が変化する中で、子どもにどのようにかかわっていけばよいのか悩んだり、孤立感を募らせたりする保護者や、職業はもっているものの子どもを幼稚園に通わせたいという保護者もいることから、そのような保護者への支援が課題となっています。
- 国における幼保一体化^(※1)の検討を見据え、県内の幼稚園、保育所等が強く連携し、幼児期の子どもに対する教育の質の向上を進めていくことが必要です。

今後の方向性・取組

- 幼児の生活習慣を確立するとともにコミュニケーション能力や規範意識などを育成し、小学校教育に円滑に進めるため、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①幼稚園等における教育力の向上

ア 幼稚園教員の資質向上

- 協同的な遊びや体験活動の重視など、優れた実践の普及や指導方法の改善のため、幼稚園教育要領や保育技術に関する研修を推進

イ 家庭・地域との連携

- 幼稚園等の行事への保護者の参加促進や、幼児と地域の高齢者との交流の促進

②小学校教育を見通した幼児教育の推進

小学校以降の生活や学習に円滑につながるよう幼児一人一人の望ましい発達を促します。そのため、全ての小学校が幼稚園・保育所との交流及び連絡会を実施することを目指します。

- 幼稚園・保育所・小学校における教育・保育内容の共通理解とアプローチカリキュラム^(※2)作成等の指導改善方策に係る幼保小合同研修を推進
- 幼稚園・保育所・小学校の幼児・児童及び教職員の相互交流を促進

③家庭の教育力向上に対する支援

保護者に対する子育て相談の充実や預かり保育の拡充など、幼稚園における子育て支援機能の充実を図ります。

- 在園児や未就園児の保護者を対象とした子育て相談を充実
- 地域の実情や保護者のニーズに応じた預かり保育を推進
- 保護者間の交流の促進



【幼稚園と小学校の子どもの交流】

目標指標

指標名	現状値	目標値	
		年度	平成27年度
教育要領に関する研修参加者数	140人	H22	190人
幼保小連携研修会参加者数	216人	H22	250人
幼稚園・保育所との交流及び連絡会を実施している小学校の割合	75.7%	H23	100%

- ※1 「幼保一体化」国が、幼稚園（学校教育）・保育及び家庭における養育支援を総合的に行うための施設及び財政措置等の一元化を行うこと。具体的には、幼稚園と保育所の機能を一体的に提供する総合こども園（仮称）の創設や幼稚園（学校教育）と保育（福祉）に係る給付を一本化した「こども園給付（仮称）」の創設などが考えられている。
- ※2 「アプローチカリキュラム」幼児教育の特性を踏まえつつ、小学校の学習や生活に滑らかに接続できるよう工夫された、幼稚園や保育所（園）年長児後半の指導計画。

(7) 高校生の進学力・就職力の向上

現状と課題

- 高校生は人生の進路選択における重要な時期です。本県の高等学校は、進学希望者の大学等の合格率が上昇していますが、より多くの生徒が第一志望の進路を達成できるよう進学力を一層向上させる必要があります。
- 大分県の高校生の就職は、厳しい雇用情勢の中ではありますが、内定率が98.1%で九州1位となりました(※1)。また、県内の高校卒業生の3年後の離職率は44.2%となり、全国平均を下回りました(※2)。(※1…厚生労働省調査・平成23年3月卒業者、※2…大分労働局調査・平成19年3月卒業生)
- 一方で、不安定な雇用情勢や景気の動向により、今後も高校卒業就職希望者の就職内定率の低下や目的意識を持たずに就職することによるミスマッチ等により、早期離職の増加が懸念されるため、なお一層のきめ細かな進路指導の充実が必要です。

今後の方向性・取組

- 高校生が希望する進路に進めるよう進学力・就職力を向上します。進学面では大学入学志望者の大学進学達成率、就職面では就職内定率を全国トップレベルにすることを目指し、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①進学力の向上

どの地域でも生徒の希望する進学が達成できるよう、各地域で大学進学の出発点となる普通科高校を育成し、各学校での組織的な進学指導体制を強化するとともに、それらの取組を全ての学校に広げることにより、県全体の進学力の向上を図ります。

ア 進学指導体制の強化

- 進学指導や教科指導のリーダーを育成し、組織的で実効性のある進学指導体制を確立するため、指導システムの優れた県内外の学校での研修を実施
- 個々の教員の教科指導力を高めるため、指導教諭等、県内外の優れた指導者のもとに教員を派遣

イ 生徒向け合同セミナーの充実

- 高い志と進路意識を醸成し、難関大学進学に必要な応用力を育成するため、県内の学校が合同でセミナーを実施。

ウ 中学校との連携の推進

- 中学校から高校への接続を円滑にし、継続的な指導を行うため、相互の授業参観や指導内容・指導方法の情報交換などを行う中・高合同公開授業等を実施

エ 学力向上推進会議の実施

- 大学進学希望者の多い普通科設置校の校長、教頭、進路指導主任等を対象に進学指導上の課題の分析と改善策の検討、県内外の優れた実践例の研究等、時機を得た実効性のある内容による会議の実施

②就職力の向上

専門高校（※3）では、将来のスペシャリストの育成をめざし、地域産業や関係機関等と連携した専門教育の充実を図ります。

ア 多様な進路希望に応える専門高校の充実

- 食料生産、ものづくり、ビジネスなどに関する基礎的・基本的な知識や技術を習得させるとともに、各種検定や資格の取得など多様な進路希望に応える専門教育を実施

イ 地域産業との連携の推進

- 生産から流通・販売までを見通した実習の充実や、企画力や経営能力、プレゼンテーション能力など起業家精神を育成するため、商工業や農林水産業など地域産業と連携した取組を実施

③高校生のキャリア教育の推進

生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成するキャリア教育の推進を図ります。

ア 就職を目指す生徒へのキャリア教育の推進

- 3年間を見通したキャリア教育推進計画を作成し、学校の教育活動全体を通じた計画的、組織的な教育活動の実施
- 将来の仕事をイメージしたインターンシップ（※4）の拡充と人間性や社会性、起業家精神などを育む外部講師を活用した講話の充実
- 生徒の進路希望とマッチングさせるため、企業情報の収集や就職先の新規開拓を図るとともに、生徒や教員に対して就職指導をきめ細かく行う企業OBなどの人材を配置

イ 進学を目指す生徒へのキャリア教育の推進

- 生徒が自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択し、目的をもって大学・学部等を選択できるよう、計画的、組織的な進路指導を実施



【難関大学進学に向けた合同セミナー】



【おおいた就職博】

目標指標

指標名	現状値	目標値	
		年度	平成27年度
新規高卒者就職内定率（厚生労働省調査）	98.1%	H22	99%
大学志望達成率（大学入学者／大学入学志望者）	92.4%	H22	95%
授業がわかると感じている生徒の割合（高1）	48.9%	H22	60%

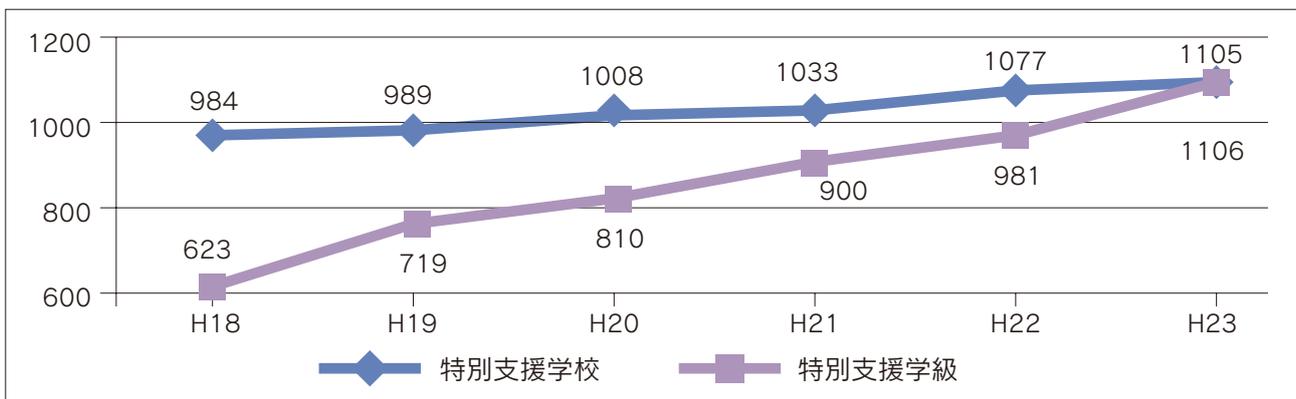
※3「専門高校」農業・工業・商業など職業に関する教育を行う学校。

※4「インターンシップ」学習内容や将来の進路などに関連した職業体験。

(8) 一人一人の障がいに応じた指導の充実

現状と課題

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員として参加し、自立して生活ができる社会の実現が求められています。そのためには、障がいのある子ども一人一人の持てる力を最大限に伸ばしていく必要があります。
- 少子化により子どもの数が減少している中、特別支援学校に在籍する子ども、特に高等部の生徒は増加の傾向にあり、障がいの重度・重複化も進んでいます。また、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒も増加の傾向にあり、さらに幼稚園、小・中学校、高等学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもへの対応も求められています。
- このような状況の中、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた適切な指導及び支援を行う視点に立ち、特別支援教育を担う教員には、より専門性が求められています。
- 本県の特別支援学校の高等部生徒の企業等への一般就労率は、10年以上にわたり全国平均を10ポイント以上下回っています。特に、知的障がいのある生徒の一般就労が課題となっています。



【特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒数の推移(人)】

今後の方向性・取組

- 障がいのある子どもの自立と社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援を充実するため、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①一人一人に応じた支援の充実

一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援を充実します。

ア 個別の指導計画^(※1)、個別の教育支援計画^(※2)の作成と活用

- 個別の指導計画や家庭や医療・福祉等の関係機関と連携した支援のための個別の教育支援計画の作成による指導内容や指導方法の工夫・改善

イ 医療的ケアの充実^(※3)

- 医療的ケアが必要な幼児児童生徒が在籍する特別支援学校への看護師の配置の推進
- 教員や看護師を対象にした医療的ケアに関する研修の充実

ウ 幼稚園、小・中学校、高校における発達障がい^(※4)を含む障がいのある子どもへの対応

- 小・中学校に、専門性を備えた教員を配置した特別支援学級を平成23年度から5年間で200学級を増設
- 発達障がいのある児童生徒の教育的支援が行えるよう、通級指導教室^(※5)の増設
- 地域の特別支援教育のセンターとしての特別支援学校の機能の強化
- 学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員の配置の充実

②教員の専門性の向上

特別支援教育を担う教員を養成し、特別支援学校教員の専門の免許状を全員保有とし、小・中学校の特別支援学級担当教員の免許状保有率を7割にすることを目指します。また、その資質能力の向上を図ります。

ア 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上

- 認定講習を実施し、特別支援教育を担う教員の免許取得を推進
- 特別支援学校教員、特別支援学級担当教員の採用・人事配置の工夫・改善

イ 特別支援教育研修の充実

- 特別支援学校での授業研究会を通じた実践力の向上
- 特別支援学級及び通級指導教室の担当教員の研修の充実

③就労支援体制の強化

特別支援学校の知的障がいのある高等部生徒の企業等への一般就労率を全国平均程度に引き上げます。

ア 実習先の確保

特別支援学校における生徒の現場実習を充実するため、1校あたりの実習受入事業所を現状より25%増やすことを目指します。

- 特別支援学校におけるキャリア教育の推進と福祉・労働機関と連携した就労支援の充実
- 特別支援学校における実習先の開拓

イ 知的障がいのある高等部生徒の一般就労率の向上

- 知的障がい特別支援学校高等部に職業科を設置
- 知的障がい者を教育の対象とした高等部への職業コースの設置
- 就労支援アドバイザーの配置による進路指導担当教員の育成
- 一般就労につなげるための特別支援学校でのチャレンジ雇用

目標指標

指標名		現状値	目標値	
			年度	平成27年度
特別支援学校在籍生徒の現場実習の受入事業所数 (1校あたり)		71.8事業所	H22	90事業所
知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率		13.1%	H22	26%
特別支援学校教諭免許状の 保有率	特別支援学校小・中学部	91.0%	H22	100%
	特別支援学校高等部	80.9%	H22	100%
	小・中学校(特別支援学級担当教員)	24.7%	H22	70%

- ※1 個別の指導計画」子ども一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。
- ※2 「個別の教育支援計画」福祉、医療、労働等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うための支援計画。
- ※3 「医療的ケア」医療的な配慮が必要な特定の児童生徒への日常的・応急の手当。(たんの吸引、経管栄養など)
- ※4 「発達障がい」自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、ADHDなどの脳機能の障がい。
- ※5 「通級指導教室」通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童生徒が障がいの状態に応じて特別な指導を受けるための教室。

2 地域の力を活かした学校づくりの推進

現状と課題

- 子どもの健やかな成長のためには、学校を地域に開くことを一層推進するとともに、家庭・地域の意向を反映した学校運営を進めることが求められています。
- 地域の方々や保護者による学習支援や環境整備、登下校の見守りなど、学校における地域人材の活用が進められています。また、これらにより地域の方々や保護者の学校への関心と理解が深まるとともに、学校と家庭、地域の協働による教育の機運が高まっていくことが期待されています。
- さらに開かれた学校づくりのためには、学校評価^(※1)を進めることが必要です。小・中学校では、保護者等による学校関係者評価^(※2)が約99%の学校で実施されており、さらなる充実が求められます。また、学校評価システム全体の実効性を高めるため、学習指導や学校のマネジメント等について専門的な視点からの評価の導入を図っていく必要があります。
- 現状では、約9割の小・中学校が地域住民を対象に授業公開等を行っていますが、全ての学校で実施していく必要があります。

今後の方向性・取組

- 保護者や地域住民に信頼される魅力ある学校づくりを目指して、学校の公開を推進するとともに、保護者や地域住民の学校運営への参画を図るため、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①学校公開・学校評価の推進

学校・家庭・地域の相互理解と、家庭・地域の意向を反映した学校運営を進めるため、地域住民を対象とした授業公開や学校関係者評価を全小・中学校で実施することを目指します。

ア 学校公開の推進

- 地域住民等を対象とした授業公開等の学校公開の現状を把握し、より公開を進めるための指導の強化

イ コミュニティの拠点としての学校の活用

- 体育館や図書館、余裕教室など学校施設を開放したり、各地域で教員の専門性を生かした講座を実施するなど、コミュニティの拠点としての学校の教育力の積極的な活用を促進

ウ 学校評価の推進

- 外部アンケートを取り入れた学校評価の実施と、その結果のホームページ等での公開
- 学校のPDCAサイクルに学校評価を位置づけた学校運営改善の徹底

②高校における第三者評価の導入

学校運営の継続的改善を図るため、全ての高校で第三者評価委員会による評価を導入します。

- 学校の組織運営の状況、学習指導・進路指導の状況、生徒指導等の状況について、大学教授等の専門家が実地評価を実施する第三者評価の導入
- 評価の内容及び各学校の改善策をホームページで県民等へわかりやすく公表
- 学校の改善の進捗状況等を随時把握し、必要に応じて学校に対し指導・助言

③地域人材を活用した学校づくり

学校と家庭や地域住民、大学、企業、NPOなどが一層協働し、学校・家庭・地域の教育力を結集した学校づくりを推進します。

- 小・中学校で地域との連携を推進する担当（地域協育推進担当）を校務分掌に位置づけ、学習活動や体験活動、部活動等において、地域の人材や団体などの教育資源を積極的に活用
- コミュニティ・スクール^(※3)の在り方に関する研究の推進



【地域住民の授業への参加（小学校1、2年の生活科「昔の遊び」）】

目標指標

指標名		現状値	目標値	
			年度	平成27年度
地域住民を対象とした授業公開を実施している学校の割合	小学校	91.7%	H21	100%
	中学校	86.6%	H21	100%
ホームページなどで地域住民に学校評価を公表している学校の割合	小学校	19.2%	H21	100%
	中学校	29.2%	H21	100%
授業に地域人材を活用している学校の割合	小学校	97.0%	H22	100%
	中学校	89.5%	H22	100%
運動部活動に地域人材を活用している中学校の割合		86.6%	H23	100%
地域人材を活用した放課後子ども教室が実施された小学校の割合		72.8%	H23	100%

- ※1 「学校評価」学校の目指す目標を設定し、達成状況やそのための取組を評価することにより学校運営を改善すること。
- ※2 「学校関係者評価」学校評価の方法で、保護者、学校評議員、地域住民などにより構成された評価委員会が、学校の自己評価結果を評価するもの。
- ※3 「コミュニティスクール」地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置している学校。保護者や地域住民が学校運営に参画するための仕組みの一例。

Ⅲ 子どもの安全・安心の確保

1 安全・安心な学校づくりの推進

現状と課題

- 平成23年に発生した東日本大震災を受け、津波に対する切迫感や危機意識が脆弱で、津波を想定した防災計画の作成や避難訓練の実施がなされていない学校があることが明らかになりました。早急に津波への防災対策を図ることが課題です。
- 学校は、子どもが一日の大半を過ごす場であり、さらに地震などの災害時には地域住民の避難場所ともなることから、耐震化や老朽化対策などを進めることが不可欠です。県立学校は平成23年度をもって耐震化工事が終了しますが、小・中学校の耐震化率（平成22年度末）は74%であり、322棟の耐震性が確保できていない状況です。
- 児童生徒の安全・安心は学校生活の大前提ですが、県内で生徒輸送中の自動車による死亡事故が発生するなど、部活動に関する安全対策を喫緊の課題として取り組む必要があります。
- また、学校内外における痴漢などの不審者事案や転落事故等の生活事故、登下校中の交通事故を防止するため、通学路等の点検及び防犯対策及び交通安全対策や安全教育の工夫・充実が必要です。

今後の方向性・取組

- 子どもの安全・安心を確保するため、以下の点に重点をおいて取組を推進します。
 - ①**東日本大震災を踏まえた学校防災対策の強化**
 - 津波等の災害に対して、立地条件等の実態に即した独自の防災対策を講じるよう指導するとともに、児童生徒が自ら考え、自ら行動できる防災教育を推進します。
 - ア 津波を想定した学校防災対策の強化**
 - ・津波を想定した防災・避難マニュアルを作成・配布することで、学校防災計画の見直しを図り、津波に対する学校防災対策を強化
 - イ 実践的な防災教育の推進**
 - ・地域（自主防災組織・防災部局・消防署・隣接校など）と連携した防災訓練の実施
 - ・視聴覚教材の活用や体験学習、津波の歴史的学習など実践的な防災教育の推進
 - ②**安全な学校施設の整備の促進**
 - 県内の公立学校（幼・小・中・高・特支）の耐震化率100%を目指します。また、県立学校の老朽化等に対応した計画的な施設整備を行います。
 - ア 耐震化の推進**
 - ・全ての市町村立幼・小・中学校の耐震診断の速やかな実施と、診断結果を踏まえた補強や改築による早期の耐震化完了の推進

イ 老朽化対策などの推進

- 老朽化した県立学校施設の大規模改造など、施設の整備を計画的に推進
- 児童生徒が健康で快適に学校生活を送れるよう、学校施設の定期的な安全点検を実施

③部活動における事故防止

生徒が安心して部活動に取り組めるよう、部活動中や生徒輸送中の事故防止に努めます。

ア 生徒輸送時の事故防止

- 専任の運転者の確保を図るなど、安全な生徒輸送を推進
- 生徒輸送に使用される自動車の運転者を対象とした安全運転講習会の充実

イ 活動時の事故防止

- 学校体育施設・設備の定期点検の実施と救急体制の整備
- 「運動部活動指導の手引き」の活用による安全指導の徹底と、生徒の危険予測・危険回避能力の育成

④学校内外における児童生徒等の安全確保

児童生徒の安全を確保するため、教科学習の中で交通安全などの安全教育を充実するとともに定期的な点検等の安全管理を徹底します。また、これらの取組を効果的に進めるために家庭・地域や関係機関との連携等の組織活動を充実します。

ア 学校安全計画の策定

- 安全教育、安全管理、組織活動に関する計画の策定と活用を推進
- 全ての小学校で通学路安全マップの作成や、危機管理マニュアルの見直しを実施

イ 学校・家庭・地域社会との連携体制づくり

- 全ての小・中学校における警備員や地域のボランティアによる校内外巡回の実施
- 連携を図るため「拡大学校保健委員会」(*1)や「学校安全委員会」(*2)などの開催を推進
- 情報を共有するため「まもめーる」や「安全・安心めーる」(*3)の登録を促進



【教職員対象の防災研修会】



【地域ボランティアによる登下校の見守り】

目標指標

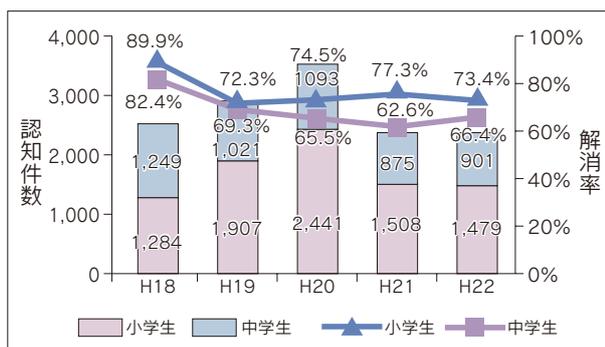
指標名	現状値	目標値		
		年度	平成27年度	
地域と連携した防災訓練を実施した学校の割合	82.3%	H23	100%	
公立学校施設の耐震化率	幼稚園	67.8%	H22	100%
	小・中学校	74.1%	H22	100%
	高校・特別支援学校(県立)	90.9%	H22	100%
安全マップを作成している小学校の割合	88.3%	H21	100%	
地域のボランティアによる学校内外の巡回が行われた小・中学校の割合	小学校	93.5%	H21	100%
	中学校	87.3%	H21	100%
安全教育、安全管理、組織活動を盛り込んだ学校安全計画の策定率	75%	H22	100%	

- ※1 「拡大学校保健委員会」学校の保健に関する課題を研究協議する教職員、学校医などで構成される組織に、安全に関する委員を臨時に加えたもの。
- ※2 「学校安全委員会」学校における安全に関する課題を研究協議する教職員、PTA、警察、消防などで構成される組織。
- ※3 「まもメール、安全・安心メール」大分県警察の地域の安全に関する情報等の配信（まもメール）、大分県の気象警報や津波警報等の防災情報等のメール配信サービス。（安全・安心メール）

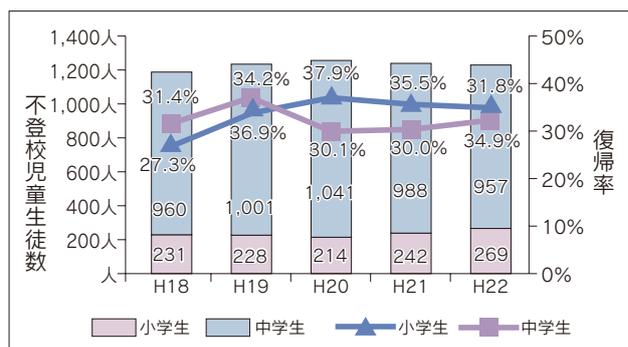
2 いじめ・不登校等問題行動への対応の強化

現状と課題

- 子どもが安心して学習活動や学校生活を送るためには、いじめや暴力行為などの問題行動のない学校であることが大切です。また、不登校の子どもの学校復帰に向け、個に応じた効果的な支援が求められています。そのためには、すべての子どもの健全な成長を促すとともに、いじめ、不登校などの個別の問題行動に対する適切な対応が必要です。
- 本県におけるいじめの認知件数は依然として憂慮すべき状況にあることから、いじめの早期発見、早期対応のみならず、「いじめは人として許されない」という意識を教職員、児童生徒が徹底して持つことが必要です。さらに、携帯電話などを使ったネット上のいじめや、動画配信サイトなどでの個人情報の流出などのトラブルが増えていることから、情報安全教育を推進するとともに、携帯電話契約時のフィルタリング^(※1)の利用などについて保護者への啓発が必要です。
- 本県では、年間30日以上長期欠席者のうち、不登校の占める割合が高いことから、長期欠席の理由を病気と判断せず、学校が長期欠席の児童生徒とのかかわりを切らさず、継続的に指導を続けている状況があります。
- 暴力行為は全国的にも本県においても増加しています。これは、コミュニケーション能力の不足や、感情のコントロールができないこと、規範意識の低下が原因と考えられています。また、本県の高校の中途退学者は減少傾向にあるものの、中途退学者の約半数が1年生であり、中学校と高等学校の連携が求められています。



【いじめの認知件数と解消率の推移】



【不登校児童生徒数と復帰率の推移】

今後の方向性・取組

- 今後5年間で、県内の不登校児童生徒の学校復帰率を50%に、いじめの解消率を80%に引き上げることを目指します。このため、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①生徒指導体制・教育相談体制の充実

スクールカウンセラー^(※2)の効果的配置など、児童生徒一人一人を大切にすきめ細や

かな指導のための生徒指導体制・教育相談体制を充実します。

- 学期毎の調査や個別の面談調査等、いじめの丁寧な把握と解消に向けた取組の強化
- 校長のリーダーシップのもとチームで取り組む生徒指導体制の構築と、幼・小・中・高、各学校種間の連携の推進
- 学校へのスクールカウンセラーの効果的配置と資質向上による教育相談体制の充実

②関係機関と連携した支援の強化・充実

警察や児童相談所などの関係機関との連携・協力のネットワークの強化や地域や青少年健全育成団体、家庭との協力体制の充実を図ります。

ア ネットいじめ対策の強化

- 携帯電話のフィルタリングの適切な利用についての保護者啓発、ネットいじめ相談窓口の周知や、ネットいじめ監視体制の強化、県教育センターや警察等の関係機関と連携したネットモラル教育の推進

イ 関係機関と連携した支援の強化・充実

- 学校のみでの対応が困難な深刻な暴力行為などの問題行動、発達障がいや虐待などの家庭的な背景が原因と考えられるいじめ・不登校対応のため、警察、児童相談所、民生・児童委員、市町村の福祉関係部署などと日々連携した、問題を抱える児童生徒や家庭への支援の充実

③不登校児童生徒への支援の充実

学校と教育支援センター（適応指導教室）^(※3)や学校種間の連携を図り、不登校児童生徒への組織的な対応を充実します。

- 県教育センター等における不登校児童生徒やその保護者を対象とした相談活動の充実
- 学校や教育支援センター（適応指導教室）を中心とした不登校児童生徒を地域ぐるみで支援するシステムを整備し、学校復帰と社会的自立に向けた支援の充実
- 定時制・通信制高校を活用した不登校児童生徒への支援

④問題行動の未然防止に向けた取組

全ての児童生徒が、授業や学校行事・クラス活動などで自らの能力・個性を発揮し、活躍できる魅力ある学校づくりを推進します。

ア 学習意欲の向上

- 一人一人の考えを大切にし、お互いを認め合えるような授業の推進や、学習のつまづきの解消による学習意欲の向上

イ 学級集団づくりの推進

- 児童生徒一人一人の主体性が尊重される学級づくりや、一人一人の存在を尊重しあう仲間づくりの推進

目標指標

指標名		現状値	目標値	
			年度	平成27年度
不登校児童生徒の復帰率	小学校	34.9%	H22	50%
	中学校	31.8%	H22	50%
いじめの解消率	小学校	73.4%	H22	80%
	中学校	66.4%	H22	80%

- ※1 「フィルタリング」インターネット上で、見せたくない内容・与えたくない情報を含むサイトを閲覧できないように制限するサービス。
- ※2 「スクールカウンセラー」児童生徒の臨床心理に関して高度な専門性を有する臨床心理士などの職員。児童生徒・保護者へのカウンセリングや教職員への助言を行う。
- ※3 「教育支援センター（適応指導教室）」不登校の児童生徒や保護者を支援するため、学校以外の施設で学習の援助や体験活動を行ったり、訪問指導や相談を行う公的な機関。

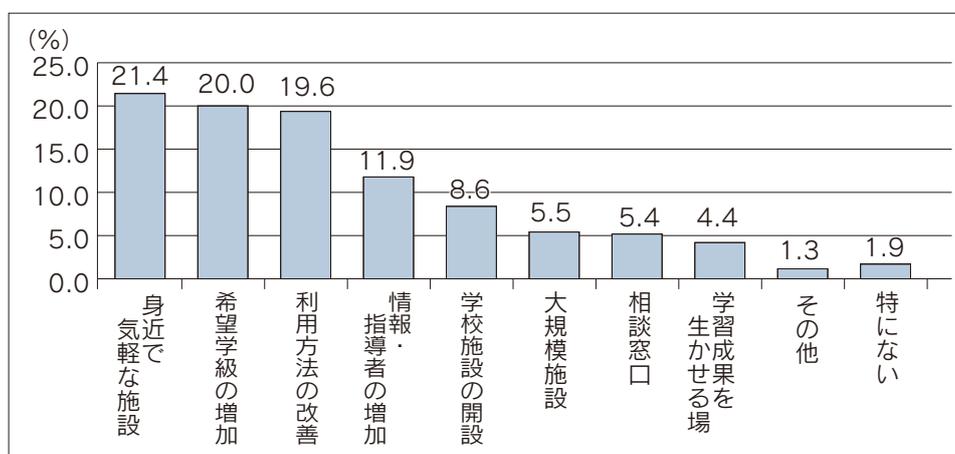
IV 生涯学習と文化・スポーツの振興

1 生涯学習社会の形成と社会教育の推進

(1) 県民の生涯学習を支えるための基盤の整備

現状と課題

- 社会経済情勢が大きく変化する中で、生活の質や職業能力の向上をめざす県民の学習への欲求は多様化、高度化しています。また、少子・高齢化の進行とともに、地域においてはコミュニティ機能の低下、人間関係の希薄化といった生活に直結する課題が生じており、こうした中、地域の活力を支える人材の育成が求められています。
- 全ての県民が生涯にわたって学習することができるよう、県と市町村、さらには行政だけでなく大学、NPO、民間の事業者等とも幅広く連携する必要があります。また、公民館や図書館、博物館などの生涯学習関連施設においては、県民サービスの向上に努めるとともに、各施設が互いに連携して機能を充実させていくことが必要です。
- 生涯学習^(※1)の推進には、学習成果が個人だけにとどまることなく、学校や地域社会に活かされることが重要です。一方で、そのような学習の成果を発揮する機会が少ないことが課題となっています。



【県・市町村が行う生涯学習支援へのニーズ】

今後の方向性・取組

- 学習機会を提供する様々な機関、事業者等と幅広く連携し、生涯学習を総合的に推進する基盤を整備するため、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①地域人材の育成

地域の活力を支える人材を育成するために、生涯学習に関する人的ネットワークを構築します。

- 地域の活力を支える人材を育成するために、地域振興、産業振興、就職支援、子育て支援、国際化等の県の政策課題等を踏まえ、関係部局、市町村、大学、NPO、企業等と連携・協力のもと、講座や講師情報などを生涯学習情報提供システム「まなびの広場 おおいた」^(※2)に一元的に集約し、県民にリアルタイムに提供

②生涯学習関連施設の機能の充実

公民館、図書館など生涯学習関連施設の機能の充実を図り、県民一人あたりの図書貸出冊数を九州平均にすることを目指します。

ア 県立図書館の充実

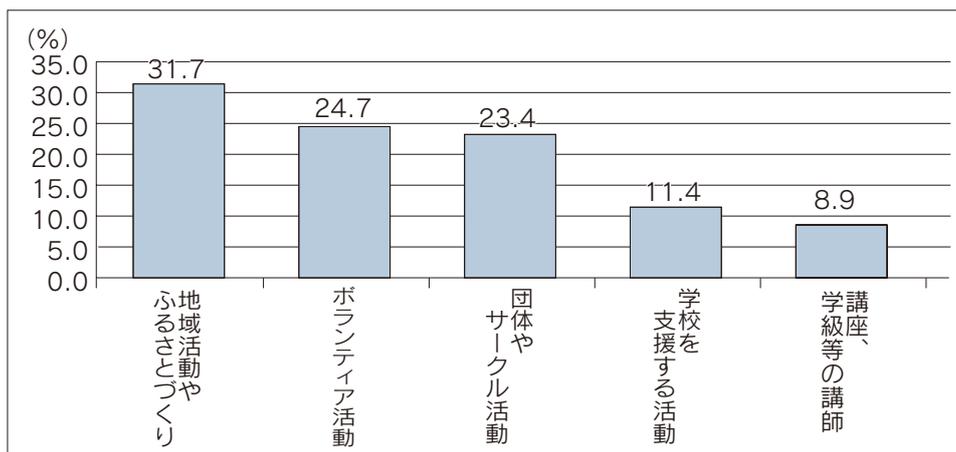
- 市町村立図書館、大学図書館等と相互に蔵書検索ができるシステムの充実
- 障がいのある人への図書の宅配サービスなど、きめ細かい図書館サービスの提供
- 子育て支援やビジネス支援など、県民のニーズに対応する情報サービスの提供
- 図書館等職員の研修や蔵書の協力貸出など市町村立図書館支援の充実

イ 社会教育総合センターの充実

- 県及び市町村の社会教育指導者等の研修の充実
- 公民館の講座等で活用できる今日的課題に関する学習プログラムの充実
- 県立青少年教育施設における自然体験学習等のプログラムの充実

③県民の知恵や経験、学習成果を生かせる場の充実

- 社会教育で学んだ成果を、地域活動やまちづくりに生かす仕組みの創設
- 地域ボランティア活動への参加促進
- 学校支援活動や放課後等の学習や体験活動への参加促進



【生涯学習の成果を今後生かしたい分野】

目標指標

指 標 名	現状値	目標値	
		年度	平成27年度
公立図書館における県民一人あたりの図書貸出冊数	3.7冊	H22	4.5冊
公立図書館におけるレファレンス受付件数	54,000件	H22	62,000件
生涯学習情報提供システム（まなびの広場おおいた）へのアクセス件数	197,404件	H22	443,000件

- ※1 「生涯学習」人が生涯を通じて行うあらゆる学習。（学校教育・社会教育・企業内教育・文化活動・スポーツ・趣味など）
- ※2 「生涯学習情報提供システム」県民の多様な学習ニーズに応えるため、インターネットを利用した学習に関する講師や講座、施設などの情報を提供するシステム。

(2) 社会教育の推進

現状と課題

- 県民一人一人が充実した人生を送るために、新たな知識を積極的に取り入れ、自らの人格や能力を磨くことができるようあらゆる機会、場所において学習できることが求められています。社会教育^(※1)においては、社会の急激な変化に対応した今日的な課題の解決に向けた学習機会を提供することが重要です。とりわけ、子育てや環境問題などの住民の身近な課題の解決につながる取組が県民の身近なところで行われることが求められています。また、地域によって学習機会や学習分野等に格差が見られ、受講者層にも偏りがあることから、幅広い年齢層への訴えかけが求められています。
- 県民の学習ニーズの多様化・高度化に伴い、幅広い分野でより優れた資質と専門的な知識を持ち、社会教育の推進に先導的な役割を果たす指導者の養成・確保が求められています。
- 子どもに基本的な生活習慣の定着や規範意識、協調性等を身に付けさせるためには、学校の取組だけではなく、家庭や地域がそれぞれの役割と責任を持ち、関わっていくことが求められています。

今後の方向性・取組

- 子育てや環境問題等の今日的な課題に対応した学習の充実、市町村が実施する社会教育への支援を行うとともに、地域や家庭の教育力向上に向け、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①今日的な課題などに対応した学習機会の充実

子育てや環境問題等の今日的な課題の解決に向けた学習プログラムの開発や、自然や科学を身近に体験し、親しむことができるプログラムの充実を図ります。

ア 環境教育や科学教育の充実

- 環境問題の改善・解決に向けた学習プログラムの開発
- 青少年が自然や科学を身近に親しむことのできる機会やプログラムの充実
- 森林環境学習の指導者など、地域や学校における環境学習指導者の育成
- O-Laboなど、地域人材を活用して子どもが科学実験・観察を体験できる機会の充実
- 県内の多様な地質資源を活用した学習など、ジオパーク^(※2)構想に関連した取組の推進

イ 地域における防災教育の充実・提供

- 地域住民を対象とした公民館などにおける防災教育講座の実施

ウ 本県の政策課題に対応した学習機会の充実

- 地域振興、産業振興、就職支援、子育て支援、医療、国際化等の本県の政策課題に対応した学習機会の充実・提供

エ 郷土に関する教育の推進

- ふるさと大分県の自然、歴史、文化などを学ぶ講座の充実やデジタル化など、県民の郷土に関する学習を推進

オ 社会教育関係団体やNPO等との連携の推進

- 社会教育関係団体や大学、NPO、企業と協力し、各地域における人材、自然環境、大学や社会教育施設、伝統文化や地域行事などを有効に活用した社会教育活動の支援

②市町村の社会教育活動への支援

市町村が求める社会教育に関する情報の提供や、社会教育関係者の資質の向上及び指導者の養成を図ることにより、市町村が実施する各種講座・研修などの社会教育活動を支援します。

ア 社会教育に関する国や県の動向、講座開講のための講師情報など、市町村が必要とする情報の提供

イ 社会教育主事^(※3)など社会教育関係指導者の養成と資質向上

- 各市町村の社会教育関係職員の資質向上を図る研修の実施
- 社会教育関係職員と指導主事などの学校教育関係職員との連携を図る研修の実施

ウ 社会教育施設間の交流

- 市町村の枠を越えた公民館や図書館等同種施設間の情報交換・課題共有の場の設定

③家庭や地域の教育力の向上

「親学」^(※4)の普及、放課後の子どもの安全な活動の場の拡充などにより、学校やPTAと連携した家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、父親のPTA参加を促進します。

ア 家庭の教育力の向上

- 地域やPTAにおいて「親学」を推進する人材の養成
- 父親のPTA活動や学校行事等への参加促進
- 他部局と連携した家庭教育支援の取組と情報提供の充実

イ 地域の教育力の向上

- 地域の大人の参画による、子どもへの様々な体験や学習の場の提供



【O-Laboにおける子どもの科学体験】



【「親学」推進員養成講座】

目標指標

指 標 名	現状値	目標値	
		年度	平成27年度
県・市町村教育委員会が実施する社会教育関連講座受講者数の人口に対する割合	18.9%	H22	30%

- ※1 「社会教育」学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年・成人に対して行われる組織的な教育活動。(体育及びレクリエーションの活動含む)
- ※2 「ジオパーク」地球科学的、歴史・文化的に貴重な地層・地形などの地質遺産を含む自然公園。(Geo大地+Park公園)
- ※3 「社会教育主事」社会教育を行う者に専門的・技術的な助言と指導を行う専門的職員。県教委、市町村教委などに配置。
- ※4 「親学」大分県では「親学」を「親自身が公共心・規範意識を身に付けることや、親としての在り方、子育ての楽しさなどを仲間とともに学びながら、親としての責任を果たすための家庭教育を積極的に実践すること。」と定義している。

2 文化芸術の振興と文化財の保存・活用・継承

(1) 文化芸術活動の促進

現状と課題

- 文化芸術は、過去から未来へ受け継がれる県民共通の財産であり、人々の活力や創造力の源泉であることから、長期的かつ継続的な視点に立った振興が必要です。また、社会の価値観や生活様式が多様化し、人々が生活の質を重視するようになる中、深い感動と喜びを与え、潤いとやすらぎやゆとりをもたらす優れた文化芸術に県民が触れる機会を拡充することがさらに求められています。
- 文化芸術は、子どもたちの美しいものや優れたものに感動する情感豊かな心をはぐくみ、一人一人の特性や能力を調和的に発展させ、人格を完成させていくために極めて重要なものです。このことから、学校において、すぐれた文化芸術に触れ、そのすばらしさや美しさに感動する機会の充実が求められています。また、文化芸術活動に主体的に関わることのできる文化部活動への生徒の加入率は徐々に高まってきているものの、指導者の専門性の向上等、文化部活動を活性化させる取組がさらに必要です。
- 平成27年春に県立美術館の開館が予定されており、県民の県立美術館に対する期待が高まっています。これを機会に、県民の文化芸術に対する関心の高揚や文化芸術振興の気運をさらに醸成することが求められています。



【全国高等学校総合文化祭】



【県中学校総合文化祭】

今後の方向性・取組

- 県民が優れた文化芸術に触れる機会を充実するとともに、学校における文化芸術活動の活性化を推進するため、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①文化芸術の鑑賞機会や発表機会の充実

県立芸術会館等における文化芸術の鑑賞や発表の機会の拡充を図ります。

- ・所蔵品の貸借など県内外の美術館等との連携の推進

- 県立芸術会館等における魅力ある企画展、各地の市町村立美術館・公民館・学校などを会場とした巡回展の開催
- 子どもたちが参加できる体験型展示会の開催や、学校等と連携した子どもたちの美術館・博物館等の利用の推進
- 県立美術館の周辺市街地を利用して、文化芸術を通して県民が交流する場の創造

②学校における文化芸術活動の推進

学校において豊かな感性を育成する文化芸術活動の活性化に努めます。また、生徒の主体的な文化芸術活動の場である文化部活動への加入率を一層高めることによって、学校における文化芸術活動のさらなる充実を図ります。

- 優れた文化芸術に触れ、親しむ機会の拡充
- 文化部活動指導者の技術向上を図る指導者研修会の開催
- 県中学校文化連盟・県高等学校文化連盟の活動を支援し、学校における文化活動の活性化の促進
- 図画や作文などの文化芸術に関する各種コンクールへの児童生徒の参加の促進



【芸術会館のスクールミュージアム（子どもが説明役）】



【吹奏楽部指導者講習会】

目標指標

指標名		現状値	目標値	
			年度	平成27年度
文化部活動への加入率	中学生	12.0%	H22	15%
	高校生	25.1%	H22	27%
全国高等学校総合文化祭のコンクール形式部門における入賞者(団体)数		8人 (団体)	H23	11人 (団体)

(2) 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

現状と課題

- 文化財・伝統文化は、地域の風土や人々の生活の中ではぐくまれ、地域の文化的アイデンティティの礎となるものです。これらの文化財・伝統文化を守るために、調査を進めるとともに、重要なものを国や県の文化財に指定しており、県指定文化財数は九州1位、国指定文化財数は九州2位になっていますが、今後も県民共有の貴重な財産である文化財を適切に保存し、管理していく必要があります。
- 県内に残る文化財が地域のきずなを維持する礎であることから、地域の歴史的・文化的特色を活かしたまちづくりの推進や文化財・伝統文化を地域の観光資源として活用していくことが必要です。
- 県内の各地域の歴史や文化の証である文化財・伝統文化を守り、育てるとともに、次の世代にしっかりと継承していくことが必要です。そのため、県民に分かりやすい情報を発信するとともに、伝統文化等の後継者の育成のために次代を担う子どもが文化財や伝統文化を理解し、親しめるための取組が必要です。



【宇佐神宮の修復現場公開】



【先哲史料館職員による訪問講座】

今後の方向性・取組

- 県民の財産である文化財・伝統文化を保存・活用するとともに次の世代に継承していくため、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①文化財・伝統文化の保存

文化財を指定・選定・登録して保存・管理する体制づくりを推進します。このため、県指定文化財数、国指定・選定文化財数等のさらなる増加に向けた取組を進めます。

ア 文化財の指定や登録の推進

- ・文化財の指定・選定・登録を推進し、国・県の補助事業を活用した保存・継承の推進

イ 文化財パトロールの充実

- ・文化財の適切な保存・継承のため、文化財保護指導委員の増員や市町村、地域住民と

連携したパトロール活動の充実

ウ 文化財を案内・紹介するガイダンス施設の整備充実

エ 効率的な埋蔵文化財発掘調査の推進

オ 面としての文化財の保存

- 地域の個々の文化財を保護するとともに、地域全体を歴史・文化空間ととらえた面的な保存の推進
- 日田市の豆田町や大分市の国史跡大友氏遺跡のような文化財を核として個性的で活力のある地域づくり推進に向けた国・県指定史跡の公園化の促進

②文化財・伝統文化の活用

地域の歴史的・文化的特色を生かしたまちづくりの推進や文化財・伝統文化の観光資源としての活用等を推進します。

ア 地域の文化施設を利用した文化財の展示・公開

- 県立歴史博物館・県立先哲史料館・埋蔵文化財センター等の展示内容の充実及び市町村の文化施設と連携した展示・公開の推進

イ 文化財を活かした観光振興

- 所有者や地元教育委員会・観光部局と積極的に連携し、文化財の修理現場の公開をはじめとする文化財を核にした観光戦略の展開

ウ 伝統文化を大切に作る県民意識の醸成

- 地域で継承された伝統行事への県民の参加を促進するなど、伝統文化を大切に作る県民意識の醸成

③文化財・伝統文化の継承

伝統文化等の後継者の育成を行うとともに、文化財・伝統文化情報の発信を積極的に行い次代を担う子どもが文化財や伝統文化に対する理解を深める取組を推進します。

ア 郷土の歴史を学ぶ訪問講座や体験学習の拡充

- 学校や公民館等で実施する県立歴史博物館・県立先哲史料館・埋蔵文化財センター等の訪問講座、体験学習の機会の拡充

イ 文化財情報のデジタル化と情報発信の推進

- 文化財・伝統文化を映像資料として記録保存し、後世に残すためのデジタル化の推進
- ホームページの充実やマスメディアの積極的な活用による情報発信の推進

ウ 子どもの伝統文化の鑑賞、体験、発表機会の充実

- 子どもが伝統文化を鑑賞し、体験する機会の拡充
- 市町村と連携し、子ども神楽保存団体など文化財愛護団体の活動発表の場を設定

エ 文化財愛護団体^(※1)の活動の充実

- 文化財愛護団体相互のネットワークづくりや指導者講習会の開催

オ 後継者の育成

- 地域に伝わる伝統工芸・伝統芸能を保存・継承するため、伝承教室や保存のための技術講習に対する支援を通して後継者を育成

目標指標

指 標 名	現状値	目標値	
		年度	平成27年度
国・県指定文化財数	867件	H22	900件
県立歴史博物館などの入館者数及び訪問講座等受講者数（ ） 内は入館者数のみの数値	97,497人 (83,085人)	H22	100,000人 (84,800人)

※1 「文化財愛護団体」 身近な文化財を大切にし郷土を愛する心を醸成することを目的として各地に結成されている団体。小・中学生を中心とした文化財愛護少年団などがある。

3 県民スポーツの振興

(1) 県民スポーツの推進基盤の整備

現状と課題

- スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえるとともに、爽快感、達成感、連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには体力・健康づくりなどに資するものです。しかし、「県民のスポーツに関する実態調査（平成20年3月）」の結果では、成人の定期的（週1回以上）なスポーツ実施率は29.8%で、全国平均（44.4%）を下回っています。一方、今後の定期的なスポーツ実施を希望する人は52.3%で、月に1から3回を加えると73.8%にのぼるため、だれもが日常的にスポーツに親しめる基盤の整備が必要です。
- 地域におけるスポーツ活動の基盤となる総合型地域スポーツクラブ^(※1)は、平成22年度末現在、県内の全市町村で合計36クラブが創設され、3団体が創設準備に取り組んでいますが、九州では5番目のクラブ数に留まっています。
- 多様化する県民のスポーツニーズに対応するとともに、スポーツに親しむ県民の増加やスポーツを通じた地域の活性化を図るには、質の高い指導者の養成・確保やスポーツ関係団体の組織強化、また、スポーツイベントの充実等が必要です。
- 学校体育施設は地域の最も身近なスポーツ施設であることから、整備充実を図り、地域への一層の開放が必要です。また、スポーツ施設の整備にあたっては、平成7年の県議会で「県立武道館建設に関する請願」が採択されています。

今後の方向性・取組

- 県民の誰もがそれぞれの興味・関心やレベルに合わせて気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進するとともに、スポーツ振興施策が着実に推進できるよう、「大分県スポーツ推進計画」（平成21年7月策定）^(※2)に掲げる取組の具体化を進めていきます。このため、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①総合型地域スポーツクラブの創設・育成

日常的なスポーツ活動の場となる総合型地域スポーツクラブを、誰もが利用しやすいよう、旧58市町村単位以上に設置し、現状の倍以上にすることを目指します。

- おおいた広域スポーツセンターが中心となり、公益財団法人大分県体育協会（以下「大分県体育協会」という）や市町村教育委員会と連携し、人材の育成やクラブ間の交流や県民への普及啓発などを行い、総合型地域スポーツクラブの創設・育成を一層推進

②スポーツ指導者の養成・確保とスポーツ団体の組織強化

スポーツ指導者の養成・確保とスポーツ団体の組織強化を図ります。

ア スポーツ指導者の養成・確保とスポーツ団体の組織強化の促進

- 子どもや高齢者を対象としたスポーツ指導に関する研修会等を開催し、幅広い知識や

質の高い指導技術を有する指導者の養成・確保

- 地域におけるスポーツ活動の推進に関わりの深いスポーツ団体への指導・助言を行うとともに、団体相互の連携・協力を促進するなど、スポーツ団体の組織強化を推進

イ スポーツ少年団活動の推進

- 青少年の豊かな心と体を育むスポーツ少年団活動の推進

③スポーツイベントの充実

大分県民体育大会や県民すこやかスポーツ祭^(※3)などのスポーツイベントの充実を図ります。県民すこやかスポーツ祭の参加者数は、今後5年間で約2,500人の増加を目指します。

- 県民の「する」「みる」「ささえる」スポーツとの関わりやスポーツへの興味・関心を一層高めるため、大分県民体育大会や県民すこやかスポーツ祭等のスポーツイベントの充実

④スポーツ施設の整備

スポーツ施設の整備充実を図るとともに、学校体育施設の地域住民への開放を促進します。なお、県立武道館構想についても、研究課題とします。

ア スポーツ施設の整備

- 県営スポーツ施設が国内トップレベルの競技会場として、また、県民の日常的なスポーツ活動の場として幅広く活用されるよう計画的に整備・充実

イ 学校体育施設の開放

- 校庭の芝生化や県立学校体育施設開放事業の実施等を通して、身近なスポーツ施設として、重要な役割を担う学校体育施設を地域住民へ開放



【総合型地域スポーツクラブにおけるサッカー教室】



【校庭の芝生化】

目標指標

指 標 名	現状値	目標値	
		年度	平成27年度
総合型地域スポーツクラブの創設数	36クラブ	H22	75クラブ
県民すこやかスポーツ祭の参加者数	11,585人	H22	14,081人

- ※1 「総合型地域スポーツクラブ」 中学校区程度の地域において、住民が主体的に運営するスポーツクラブ。複数の種目が用意され、地域の誰もが参加できることが特長。
- ※2 「大分県スポーツ推進計画」 県教育委員会が平成21年7月に策定した計画。スポーツ振興施策を県民総参加で推進することにより本県のスポーツ力を高め、明るく元気な大分を創造することを目指して策定。
- ※3 「県民すこやかスポーツ祭」 5月中の休日を中心に、子どもから高齢者まで幅広い県民が参加し、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむイベント。県・市町村の教育委員会・各種目団体で組織する実行委員会が主催。

(2) 競技スポーツの振興

現状と課題

- 競技スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みの1つであり、スポーツに打ち込む選手の姿は県民に夢や感動を与えるなど、活力ある社会の形成に貢献しています。
- 平成20年に本県で開催された「チャレンジ！おおいた国体」で培われた「手づくり選手^(※1)の育成・強化」のシステムを継続して、優秀な選手の育成・強化を推進していますが、今後は優秀な指導者の養成・確保や、本県の競技力の基盤となる優れた資質を有するジュニア選手の育成・強化が必要です。
- 平成25年度に本県を中心として北部九州4県で全国高等学校総合体育大会が開催されます。九州で初の4県での共同開催であるため、関係県や関係諸団体、高校等と歩調を合わせ、成功させる必要があります。



【競技力の向上（フェンシング）】



【競技力の向上（新体操）】

今後の方向性・取組

- 今後は国民体育大会での天皇杯順位10位台の定着を目指し、優秀選手の強化や指導者の養成、ジュニア選手の育成を行います。また、全国大会における上位入賞種目数を、過去に国民体育大会で天皇杯順位10位台を獲得した年の入賞種目数の平均値となることを目指します。

①優秀選手の育成・強化

大分県競技力向上対策本部及び大分県体育協会などの関係団体と連携し、国際大会や国民体育大会をはじめとする各種全国大会で活躍することができる優秀選手の育成・強化を図ります。

- ・県選抜選手を対象とした強化練習会、強化合宿、県外遠征、優秀指導者招聘、トレーニング相談等の強化事業の実施

- 県選抜チームを対象とした帯同ドクター・トレーナー及び支援コーチの派遣
- 強化拠点となる学校・企業等の強化

②指導者の養成・確保

高度な専門知識や指導技術を有する指導者の養成・確保を図ります。

- 大分県体育協会及び大分県スポーツ振興基金運用委員会などの関係団体と連携し、指導者の資質向上を目的とした研修会や海外等への派遣を実施

③ジュニア選手の育成・強化

次代の「チーム大分」(※2)を担うジュニア選手の育成・強化を図ります。

- 県下から優秀なジュニア選手(小学1年生から高校1年生)を発掘し強化合宿、県外遠征、優秀指導者招聘、医科学サポート等の強化事業を実施

④平成25年度全国高等学校総合体育大会の開催を契機とした競技力の向上

平成25年度に本県を中心として北部九州4県で開催される全国高等学校総合体育大会において、本県の高校生が活躍することによりスポーツに対する意識の高揚を図ります。

ア 活躍が期待される選手(チーム)の強化

- 大分県競技力向上対策本部及び大分県体育協会などの関係団体と連携し、優秀指導者の招聘等の強化事業を実施

イ 大会成功に向けた取組

- 各種媒体及びイベント等を活用した大会の周知及び県民気運の醸成
- 高校生の主體的な取組や関係団体との連携による開催の準備及び円滑な大会の運営



【平成25年度全国高等学校総合体育大会ポスター】

目標指標

指標名	現状値	目標値	
		年度	平成27年度
全国大会における上位入賞種目数	118種目	H22	154種目

※1「手づくり選手」本県の競技団体によるジュニアからの一貫した指導体制のもとで育成・強化された本県出身の選手。

※2「チーム大分」国体に向けて本県のすべての関係者（選手・監督、競技団体関係者、県体育協会など関係団体、行政機関等）が、同じ目標を持つ一つのチームとして大会に臨む際の名称。

V 教育基盤の整備

1 教職員の意識改革と資質能力の向上

現状と課題

- 学校教育をより充実、発展するためには、以下の要素を備えた教職員が必要です。
 - ・専門的知識をもち、実践的指導力がある
 - ・使命感にあふれ、高い倫理観と豊かな人間性をもつ
 - ・柔軟性と創造力をそなえ、未知の課題に立ち向かう
 - ・学校組織の一員として考え行動する
- 急激に変化している社会や児童生徒や保護者などの多様なニーズに適切に対応するためには、教員一人一人が、従来からの固定観念を改め、新しい発想で柔軟に、かつ、主体的に学校づくりに取り組むことが求められています。
- 大量退職時代を迎え、経験豊かなベテラン教職員が大量に退職していくことから、本県の教育課題に対応できる人材を確保するとともに、ベテラン教職員の持つ教育指導に関するノウハウの継承等、若い教職員の計画的な育成が必要です。
- 広域人事異動の実施や新たな人事評価制度の導入などの取組により教職員の人材育成を行い資質能力の向上を図ってきたところです。県民の教育への信頼回復を確かなものにするには、教育の現場で成果を上げる必要がありますが、そのためには教職員の一層の資質能力の向上が不可欠です。
- 児童生徒の模範となるべき教職員が飲酒運転やセクハラ、体罰などの不祥事を起こすことは絶対に許されないことであり、これらを根絶する必要があります。



【教員の初任者研修の様子（九重青少年の家における宿泊研修）】

今後の方向性・取組

○今後の教職員の人材育成に必要な施策を総合的、体系的に整理した「大分県公立学校教職員の
人材育成方針」（平成23年10月策定）に掲げる施策の具体化を図り、教職員の一層の意識改革
と資質能力の向上を図ります。

①人材の確保

- 本県での教員志望者を確保する取組を推進
- 教員採用選考試験においては、専門性とともにも本県の教育課題に対応できる人材を確保
できるように、試験の透明性、公平性にも十分留意しながら必要な見直しを実施

②人材の育成

- 各種研修制度の整備等による直接的な能力開発支援のほか、人事異動等を通じた育成策を
講ずるなど、教員それぞれの職責に応じた能力開発を計画的・体系的に実施
- 多様な教育現場を経験することを通じ、視野を広げることで、様々な課題に柔軟に対応
できる人材を育成する観点と教育の機会均等や教育水準の保障の観点から、広域異動を
一層推進

③人材の登用・活用

- 選考試験等においては、人事評価の結果等を積極的に活用するとともに、教育課題の解決
に向けて各自の資質能力を十分に発揮できる適材適所の配置を一層推進
- 副校長^(※1)、主幹教諭^(※2)、指導教諭^(※3)などの新たに法令で定められた職や主任
制度の活用を図り、学校を取り巻く様々な課題に対して、学校が組織として対応できる体制
を構築

④人材育成のための支援

- 教職員が教育活動に専念できる環境の整備等

⑤教職員の服務規律の保持と倫理感の醸成

- サービス研修テキスト等を活用した研修の充実
- 高い倫理感と厳しい自律心を持つ教職員の養成

※1 「副校長」学校運営において、より機能的なマネジメント体制を確立するため、平成21年4月から高等学校、
特別支援学校に配置した新たな管理職。

※2 「主幹教諭」教育課題に対して、より組織的・機動的に対応するため、平成21年4月から小・中学校に配置し
た新たな職。

※3 「指導教諭」教科指導面において組織的・機動的に対応するため、平成23年4月から高等学校に、平成24年4
月から小・中学校に配置した新たな職。

2 教育環境の整備

現状と課題

- 学校教育の質の向上を図るためには、学習指導等の充実とともに、教職員定数や設備等の学校を支える基盤を整備することが必要です。
- 小学校では低学年における基本的な生活習慣・学習習慣の定着が課題となっており（いわゆる小1プロブレム）、中学校では、小学校から中学校への進学時の急激な環境変化への適応が課題となっています（いわゆる中1ギャップ）。これらの課題に対応するため、本県では平成16年度から30人学級の導入が開始され、平成20年度には小学校の1、2年と中学校1年で実施されています。
- 大分県の授業用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は全国5位、教員の校務用コンピュータ整備率は全国5位、普通教室の校内LAN^(※1)整備率は全国2位であり、ICT^(※2)環境は大きく整備されました（平成21年度文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」）。一方で、教員がICT機器を授業や校務で効果的に活用できるまでの能力の向上が図られていないことが課題です。
- 中学校卒業生の減少、生徒の学習ニーズの多様化等を背景に、多様な能力・適性、興味・関心、進路希望などに対応した特色・魅力・活力ある高等学校づくりを推進するため、「高校改革推進計画」（平成17年3月策定）及び「高校改革推進計画後期再編整備計画」（平成20年8月策定）^(※3)に基づき、高等学校の再編等を進めてきました。

今後の方向性・取組

- 今後も、教職員定数や施設・設備等の教育環境の充実を図ります。また、児童生徒の状況や地域の特長を生かした自主的・自立的な学校運営を行うため、校長のリーダーシップによる特色ある学校づくりも進めていきます。そのため、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①教員配置の工夫

小学校1、2年・中学校1年以外の学年については、学力向上の観点等から少人数による習熟度別指導など、個に応じたきめ細かい学習指導を充実します。

- ・少人数指導などに対応するため教員の配置を工夫（加配定数^(※4)の活用）
- ・小学校高学年における教科担任制の拡充

②教育の情報化の推進

授業用コンピュータ1台当たりの児童生徒数が全国5位であることを活かすために、コンピュータを使って指導できる教員の割合を全国上位に引き上げることを目指して、教育の情報化を推進します。

ア 学校現場での教育の情報化

- ・教員のICT活用能力向上のための研修の充実及び学校におけるICT環境やサポート

体制の整備

イ 教員の指導力の着実な向上

- 電子黒板などを活用したわかる授業づくりのため、教育センターにおける各種研修においてICT活用指導研修を充実

③特色・魅力・活力ある高等学校の再編・整備の推進

- 引き続き、「高校改革推進計画後期再編整備計画」に基づき、学校規模の適正化や学校・学科の適正配置、総合選択制高校^(※5)などの設置・導入などの高等学校の再編・整備を推進

④校長のリーダーシップによる特色ある学校づくりの推進

- 児童生徒の状況や地域の特徴を生かした特色ある学校づくりを推進するため、教育的識見や学校経営全般にわたる指導力・統率力にすぐれた人材を校長に登用することはもとより、人事、予算等に関する校長の裁量権限の拡大などを進め、校長のリーダーシップを発揮できる環境を整備

⑤学校管理職の組織マネジメント能力の向上

- 学校全体の管理運営に係る専門知識や技能、危機管理や運営上の課題への対応力、学校のガバナンスなどの学校の管理職の組織マネジメント能力を継続的に向上させる研修を充実



【ICTを活用した保健の授業（大分上野丘高校）】

目標指標

指 標 名	現状値	目標値	
		年度	平成27年度
コンピュータ1台当たりの児童生徒数 (公立の小・中学校、高校、特別支援学校)	4.9人	H22	3.9人
コンピュータを使って指導できる教員の割合 (公立の小・中学校、高校、特別支援学校)	58%	H22	80%

- ※1 「校内LAN」 学校内のコンピュータや電子機器を互いに接続して情報を共有する回線。(Local Area Network)
- ※2 「ICT」 情報通信技術 (Information and Communication Technology)
- ※3 「高校改革推進計画後期再編整備計画」 公立高校の再編整備に関する平成22～27年度の実施計画。
- ※4 「加配定数」 少人数指導等の実施やいじめ・不登校対応など、学校が個々に抱える問題解決のために、学級担任等の基本的な教職員定数とは別に文部科学省が特例的に措置する教職員定数。
- ※5 「総合選択制高校」 生徒の多様なニーズに対応するため、生徒の興味・関心や進路希望に応じて、所属する学科以外の他学科の学習もできる高校。

3 教職員が教育活動に専念できるような支援の充実

現状と課題

- 地域社会の変化や児童生徒の多様化など、教育を取り巻く環境が厳しさを増しています。また、学校に対する保護者や地域住民からの意見や要望が多様化しており、これらの要望等には、学校単独では解決が困難な事案があることから、教育活動の停滞や教員の精神的疲弊などを招くケースも見受けられます。本県の教職員の病気休職者の在職者比率は、全国平均を上回っていますがこれらの背景には、教職員の心身への負担増大や業務の多忙感などの影響も考えられます。
- こうした状況への対応と合わせて、各種の会議への出席や事務作業を軽減するなど、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育活動に専念できる環境づくりが求められています。
- 平成22年4月には学校事務職員を組織化した「学校支援センター」^(※1)を各市町に設置し、教育行政の専門職員として小・中学校事務職員の人材育成と活用を図るとともに、学校の教育力向上のため、教員に対する支援体制の確立を図っています。

今後の方向性・取組

- 事務の効率化、会議の縮減などにより教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育活動に専念できる環境づくりを行うとともに教職員の心身両面の保持増進を図るため、以下の点に重点をおいて取組を推進します。

①教職員が子どもと向き合う時間の確保

ア 学校現場の負担軽減プロジェクトチームの活用

- 県教育委員会に設置している「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」を活用して、学校現場との意見交換を行いながら、学校に発出する調査文書等の簡素化など継続的な業務の見直しを実施
- 業務の簡素化や効率化、外部人材などの活用や学校の校務運営体制の改善例などを盛り込んだ「学校現場の負担軽減ハンドブック」を各学校で活用

イ 教職員の研修・会議等の精選・縮減

- 教職員が学校を離れる時間の短縮を図るため、県教育委員会、市町村教育委員会、教育関係団体及び教育研究団体が連携して、それぞれが主催する研修・会議等を抜本的に見直し

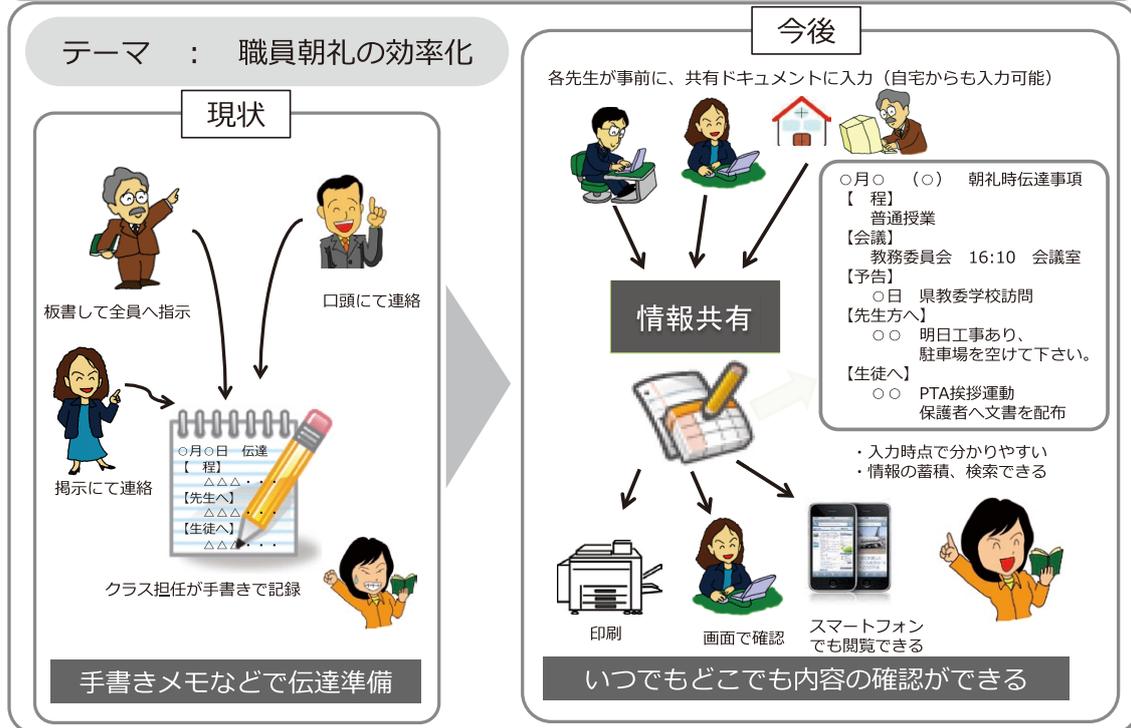
ウ 学校問題解決支援チームによる支援

- 弁護士、医師、臨床心理士及び県教育委員会の関係職員で構成する「学校問題解決支援チーム」(平成22年9月設置)が、学校や市町村教育委員会に対して対応や解決策を専門的に指導、助言

②学校事務の効率化と教育支援

- 小・中学校事務職員の人材育成と活用を図るとともに、連携校支援を行いながら、学校

学校でのOENドキュメント活用例



【OENシステム（グループウェア）の活用例】

業務の効率化を図ります。また、ICTを活用した校務処理の効率化など教育支援の充実につながる環境整備に取り組めます。

ア 学校事務の効率化と教育支援

- 学校支援センター及び各市町教育委員会で構成する学校支援センター運営協議会等を活用し、学校支援センターの機能を拡充
- 連携校支援を通じた各学校事務の効率化や学校の教育力向上に資するため、教員が担う業務のうち学校支援センターに移管することが望ましい業務の検討・支援

イ 校務処理の効率化

- 教職員一人一台パソコンを活用して、スケジュール管理等の情報共有ツールであるグループウェア（※2）を導入

③教職員の健康の保持増進

教職員が心身の健康とゆとりを持って、安心して教育活動に専念できるよう、各種相談事業の充実・強化を図るとともに、ストレス診断実施を全教職員が行うことを目指すなど、心身両面の健康の保持増進に努めます。

ア 生活習慣病等対策（疾病の予防、早期発見・早期治療）の推進

- 定期健康診断及び精密検査の受診率の向上及び事後措置・保健指導の徹底
- 生活習慣病等健康相談、学校巡回相談、出前健康相談、出前健康講座等の充実

イ メンタルヘルス対策（健康予防のレベル別ケア）の推進

- 教職員に対する各種研修の実施、健康づくり情報の提供など組織的フォローアップ体制

の整備による心の健康の保持増進や適応力づくり（1次予防）

- ストレス診断システム（※3）・こころの健康相談・カウンセリング相談の活用などによる心の不健康への気づきや早期対応の推進（2次予防）
- 職場復帰の支援、再発予防の支援などによる心の不健康からの回復や職場復帰、再発予防の推進（3次予防）

ウ 市町村立学校職員安全衛生連絡協議会・県立学校総括安全衛生委員会を活用した教職員の健康の保持増進

目標指標

指 標 名	現状値	目標値	
		年度	平成27年度
ストレス診断実施率	43.9%	H22	100%

※1 「学校支援センター」小・中学校の事務の効率化や事務職員の人材育成・教員の業務支援等を目的として、地域の拠点となる学校に設置した事務センター。周辺の小・中学校15校程度の業務を集中的に処理し、教育支援等を行う。

※2 「グループウェア」コンピュータを利用して、多人数で情報共有や情報交換を行えるソフトウェア。

※3 「ストレス診断システム」パソコン上で質問票をチェックすることにより、自分のストレス状態を把握できるシステム。

3 計画のフォローアップと今後の展開

計画のフォローアップと今後の展開

計画のフォローアップと点検・評価

新大分県総合教育計画では、毎年、目標指標の数値をはじめ、計画に掲載された施策の達成状況を把握・検証し（フォローアップ）、その結果を取組に反映していくこととしています。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により平成20年度から「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（以下、「点検・評価」という）が導入されました。

県教育委員会では、フォローアップを活用して点検・評価をとりまとめ、報告書を県議会に提出するとともに、その内容を翌年の方針や取組等に適切に反映させ、教育行政の運営の効率化及び質の向上を図っています。

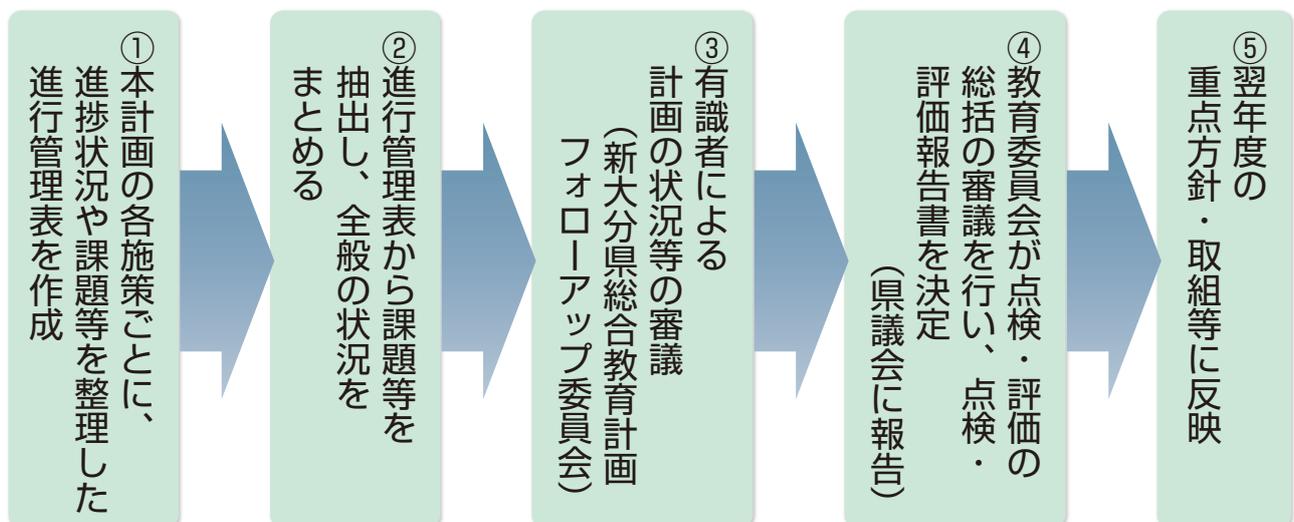
地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

計画のフォローアップ及び点検・評価のフロー図



新大分県総合教育計画フォローアップ委員会

計画のフォローアップのため平成19年度から設置された委員会であり、大学教授、P T A関係者、地域づくり活動のリーダー、福祉関係者、経済界など、各分野の第1線で活躍している10名の外部有識者を委員として委嘱している。

新大分県総合教育計画フォローアップ委員会委員名簿 (五十音順、敬称略) (平成24年3月末現在)

氏 名	所 属 ・ 役 職	備 考
江 良 愛 子	別府大学短期大学部教授	
大 山 直 美	大分エコセンター (株) 代表取締役	
富 永 大 輔	大分県P T A連合会長	
中 山 欽 吾	大分県立芸術文化短期大学学長	副委員長
荷 宮 英 二	企業組合百笑一喜理事	
丸 山 順 道	9 2 3 みんなんクラブ理事長	
三 浦 啓 亨	大分県高等学校P T A連合会長	
村 上 和 子	社会福祉法人シンフォニー理事長	
山 崎 清 男	大分大学理事 (教育福祉科学部教授)	委員長
吉 武 ロドラ	大分県フィリピン友好協会会長	

目標指標一覽（再掲）

目標指標一覧

番号	名称	施策名	内容（出典等）	H22 基準値	H27目標値 ()内は 旧目標値	新規 指標	県長計 と共通	考え方
1	「おおいた教育の日」普及期間における行事への総参加者数	I-2 県民総ぐるみによる教育の推進	社会教育課調査 市町村等、行事の主催者からの報告を集計旧指標の①「おおいた教育の日」ふれあいキャンペーンに参加した人数（県教育委員会、県立学校）と②「おおいた教育の日」ふれあいキャンペーンに参加した人数（市町村教育委員会、市町村立学校・園、関係団体）の合計に相当する。 現状値は303,119人（実数）であり、すでに旧目標（303,000人）を達成済み	303,000人	350,000人 (303,000)			22年度目標値を達成したため、さらに年間約10,000人ずつの増加を見込む。
2	「協育」ネットワークの小学校カバー率	I-2 県民総ぐるみによる教育の推進	社会教育課調査 対象：市町村立の小学校（分校除く） 事業ベース以外の取組でも一定の要件を満たすものはカウントする	83%	100%	○		全ての小学校をカバーすることを目指す。
3	県民への学校現場の動画配信（教育庁チャンネルによる動画数）	I-2 県民総ぐるみによる教育の推進	教育改革・企画課調査	年62件	年100件	○		年100件の配信を目指す。
4	体験的参加型学習を受講した児童生徒の割合	I-3 人権教育の充実	公立学校人権教育実態調査（人権・同和教育課・悉皆） 対象：県立・市町村立の小・中学校 体験的参加型学習とは視聴覚教材活用、ゲストティーチャー参加、ロールプレイングなどを取り入れた学習をいう。	80.8%	100%	○	○	全ての小・中学校の児童生徒が受講することを目指す。
5	人権教育推進のファシリテーター養成数	I-3 人権教育の充実	人権・同和教育課調べ（悉皆） ・市町村人権教育推進講座指導者養成コース修了者をファシリテーターとして認定 ・ファシリテーターとは、体験的参加型学習のまとめ（進行）役のこと。 ・平成15年度からの、のべ人数	126人	168人		○	2年間で18人（各市町村1名の割合）で養成していく。
6	基礎・基本の定着状況調査における学力が全国平均以上の児童生徒の割合	II-1-1(1) 義務教育における基礎的・基本的な学力の定着	基礎・基本の定着状況調査（義務教育課・悉皆） 対象：県立・市町村立・国立・私立の小・中学校 偏差値50を超えた児童生徒の割合（各教科を平均）	小5 53% 中2 53%	小5 70% (63%) 中2 70% (64%)		○	7割の児童生徒が偏差値50以上になることを目指す。
7	基礎・基本の定着状況調査における低学力層の割合	II-1-1(1) 義務教育における基礎的・基本的な学力の定着	基礎・基本の定着状況調査（義務教育課） 対象：県立・市町村立・国立・私立の小・中学校 偏差値（定義は同上）34以下の児童生徒の割合（各教科を平均）	小5 9.5% 中2 9.7%	小5 6% 中2 6%	○		統計的に標準的な割合（7%）以下を目指す。
8	「全国学力・学習状況調査」の全国平均を超えた教科の割合	II-1-1(1) 義務教育における基礎的・基本的な学力の定着	全国学力・学習状況調査（文科省・年度により抽出又は悉皆） 対象：県立・市町村立の小・中学校 平均正答率が全国平均を超えた教科の割合 H24は小中で10教科に対する教科数の割合となる ※小・中で国語A、B・算数（数学）A、B・理科の計10教科	小5 0% 中2 0%	小5 100% 中2 100%	○	○	全ての教科が全国平均を超えることを目指す。
9	授業がわかると感じている児童生徒の割合	II-1-1(1) 義務教育における基礎的・基本的な学力の定着	基礎・基本の定着状況調査のアンケート調査（義務教育課） 対象：県立・市町村立・国立・私立の小・中学校 ※悉皆調査 小5：国語、社会、算数、理科の平均 中2：国語、社会、算数、理科、英語の平均	小5 87.3% 中2 69.4%	小5 90% 中2 80% (70%)		○	それぞれ全国平均+10%を目指す。
10	体力・運動能力調査で県平均が全国平均以上の種目の割合	II-1-1(2) 子どもの体力の向上	大分県体力・運動能力調査（体育保健課） 対象：県立・市町村立の小・中学校 ※国でも集計するので全国値が出る	30.7%	50% (32%)		○	半分の種目で全国平均以上を目指す。

番号	名称	施策名	内容（出典等）	H22 基準値	H27目標値 ()内は 旧目標値	新規 指標	県長計 と共通	考え方
11	運動部活動への加入率	Ⅱ-1-(2) 子どもの体力 の向上	県中体連・高体連が実施している入部調査（悉皆） 対象：県立・市町村立・国立・私立の 中学校・高校 中文連・高文連に届け出のあった部員 数の集計 (文化部との重複加入者含む)	中学生 67.7% 高校生 42.3%	中学生 70% 高校生 45% (40%)			H6～H15の最高値を 超えることを目指す。 (高校は目標達成 したので、5%を 上積みする)
12	運動・スポーツ をほとんどしない 小学生の割合 (体育の授業を 除く)	Ⅱ-1-(2) 子どもの体力 の向上	平成23年度県体力・運動能力、運動習慣 等調査による、小学4～6年生で運動・ スポーツ習慣が1ヶ月で3日以下の生 徒の割合（男女別） 対象：県立・市町村立・国立・私立の 小学校 大分県では平成23年度から、この項目 の調査を小・中・高の全学年で実施し ている。 (参考) 中学2年生は男子11.4%、女子 31.2%	男子 15.8% 女子 30.3%	男子 7.9% 女子 15.2%	○		運動・スポーツを ほとんどしない児童 を半減させる。
13	朝食を毎日食べる ようにしている 児童生徒の割合	Ⅱ-1-(3) 子どもの健康 づくり	基礎・基本の定着状況調査のアンケート 調査（義務教育課・悉皆） 対象：県立・市町村立・国立・私立の 小中学校 保護者ではなく児童生徒へのアンケート。 朝食の内容は問わない。	小5 95.5% 中2 94.2%	小5 100% (95%) 中2 100% (95%)			全ての児童生徒が 朝食を毎日食べる ことを目指す。
14	薬物乱用防止 教室を実施して いる小・中・高校 の割合	Ⅱ-1-(3) 子どもの健康 づくり	薬物乱用防止教室実施状況調査（文科 省・悉皆） 対象：県立・市町村立 学校薬剤師、警察官、研修を受けた 教員など専門家が講師となるものが 対象。実施形態は集団指導や授業への 参加などさまざま。	48.9%	68.4%	○		中・高は全ての学校 で実施し、小学校 は半分の学校で実施 することを目指す。
15	学校保健委員会 を設置している 小・中学校の割合	Ⅱ-1-(3) 子どもの健康 づくり	学校保健委員会の設置状況調査（文科 省・悉皆） 対象：県立・市町村立 学校保健委員会とは、学校における健康 の問題を研究協議するための組織であり、 教職員のほか学校医、学校歯科医、 学校薬剤師、保護者代表などが参加 する。	小学校 66.4% 中学校 68.2%	小学校 100% 中学校 100%	○		全ての小・中学校 に設置すること を目指す。 (参考) 高校は既に 100%設置されて いる。
16	「学校給食まる ごと1日大分県」 などの取組に おける学校給食 での地場産物の 使用率	Ⅱ-1-(3) 子どもの健康 づくり	学校給食用食材の生産地調査（体育 保健課、悉皆、6月、11月） 調査対象は市町村立小・中学校、県立 学校（特支、定時制。豊府中除く） 調査期間中の学校給食の献立に使用 した食品のうち、県内で生産、収穫、 水揚げされた食材の重量ベースでの 使用率 調査期間のうち11月には「学校給食1 日まるごと大分県」を県下一斉に実施	75.1%	100%	○		調査期間中の給食 の食品を全て県内産 とすることを目指す。
17	小学校高学年に おいて留学生等 との国際交流 活動を実施した 学校の割合（県・ 新規）	Ⅱ-1-(4) 時代の変化 を見据えた 教育の展開	義務教育課調べ（悉皆） 対象：市町村立の小学校 国際人材育成に係る留学生との交流 調査（23.1.26）	26.2%	100%	○	○	全ての小学校で国 際交流活動を実施 することを目指す。
18	理科が好き な子どもの割合	Ⅱ-1-(4) 時代の変化 を見据えた 教育の展開	基礎・基本の定着状況調査のアンケート 調査（義務教育課・悉皆） 対象：県立・市町村立・国立・私立の小・ 中学校 とても好き+まあ好きの合計	小学校 84.7% 中学校 62.4%	小学校 90% 中学校 90%	○		小・中学生の9割 が理科好きになる ことを目指す。
19	職場体験を実施 した中学校の割 合	Ⅱ-1-(1) 義務教育に おける基礎 的・基本的 な学力の定着	中学校職場体験実施状況等調べ（文科 省・悉皆） 対象：県立・市町村立の中学校	98.5%	100%			全ての中学校で 職場体験を実施す ることを目指す。
20	読書活動を週1 回以上実施して いる学校の割合	Ⅱ-1-(5) 豊かな心 の育成	学校図書館の現状に関する調査（義務 教育課） 対象：県立・市町村立の小中学校 一斉読書の実施状況を学校ごとに調査 (全ての学年で一斉読書しているか どうか)	小学校 96.8% 中学校 63.2%	小学校 100% 中学校 100%		○	全ての小・中学校 で一斉読書を実施 することを目指す。

番号	名称	施策名	内容（出典等）	H22 基準値	H27目標値 ()内は 旧目標値	新規 指標	県長計 と共通	考え方
21	道徳の時間に地域人材を活用している学校の割合	Ⅱ-1-(5) 豊かな心の育成	教育課程実施・編成状況調査（文科省・義務教育課） 対象：県立・市町村立の小・中学校	小学校 48.9% 中学校 51.1%	小学校 100% 中学校 100%			全ての小・中学校で道徳の時間に地域人材を活用することを目指す。
22	体験活動を年間35時間以上実施している学校の割合	Ⅱ-1-(5) 豊かな心の育成	教育課程実施・編成状況調査（文科省・義務教育課） 対象：県立・市町村立の小中学校 ・体験活動の対象はボランティア活動、自然体験、勤労生産（農林水産等）体験、職業や就業体験、文化芸術体験（伝統文化、芸能等）、交流体験（高齢者、幼児、地域住民など）の6分野	小学校 43.1% 中学校 40.1%	小学校 100% 中学校 100%			全ての小・中学校で年間35時間以上の体験活動を実施することを目指す。
23	公立図書館における中学生以下の子ども1人当たりの児童書貸出冊数	Ⅱ-1-(5) 豊かな心の育成	県内公共図書館状況調査（県立図書館・悉皆） 児童書コーナーの貸出冊数	10.4冊	14.6冊 (10冊)		○	貸出冊数が九州平均以上になることを目指す。
24	教育要領に関する研修参加者数	Ⅱ-1-(6) 幼児教育の充実	教育課程大分県研究協議会の参加者数（義務教育課）	140人	190人	○		参加者が年10人の割合で増加することを目指す。
25	幼保小連携研修会参加者数	Ⅱ-1-(6) 幼児教育の充実	幼保小連携研修会の参加者数（義務教育課）	216人	250人	○		毎年250人が参加することを目指す。
26	幼稚園・保育所との交流及び連絡会を実施している小学校の割合	Ⅱ-1-(6) 幼児教育の充実	教育課程実施状況等調査（義務教育課） 幼保小連携の研究やこれらの間の連絡会・協議会の開催、教員間の交流をしている小学校の割合 対象：市町村立の小学校（私立・公立は対象外）	75.7%	100%	○		すべての小学校が幼保との交流等を実施することを目指す。
27	新規高卒者就職内定率 (厚生労働省調査)	Ⅱ-1-(7) 高校生の進学力・就職力の向上	学校や職業安定所からの職業紹介を希望した生徒のうち就職が内定した生徒の割合 対象：県立・市町村立・私立の高校	98.1%	99%	○	○	過去5年での最高値が99%であり、これを目標としている。
28	大学志望達成率 (大学入学者/大学入学志望者)	Ⅱ-1-(7) 高校生の進学力・就職力の向上	学校基本調査（文科省） 対象：県立・市町村立・私立の高校 4年制大学が対象 志望者（前年度）と入学者（当年度）の1年のズレがある。	92.4%	95%	○		現在全国第3位であるが、さらに全国1位を目指す。
29	授業がわかると感じている生徒の割合（高1）	Ⅱ-1-(7) 高校生の進学力・就職力の向上	学習習慣実態調査（高校教育課・悉皆） 対象：県立・市町村立の高校 高1、2年を対象に調査、よく分かる＋だいたい分かるの合計	48.9%	60% (50%)	○		23年度に50%を目指し、その後、毎年クラスで1人ずつ増えれば27年度に60%となる。
30	特別支援学校在籍生徒の現場実習の受入事業所数(1校あたり)	Ⅱ-1-(8) 一人一人の障がいに応じた指導の充実	特別支援教育課調べ（悉皆） 対象：県立・国立の支援学校	71.8事業所	90事業所 (60事業所)		○	1校あたり年3事業所ずつ新規開拓すると現状から25%増となる。
31	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	Ⅱ-1-(8) 一人一人の障がいに応じた指導の充実	特別支援教育課調べ（悉皆） 対象：県立の支援学校	13.1%	26%	○		一般就労率を現状から倍増し、全国平均程度となることを目指す。
32	特別支援学校教諭免許状の保有率	Ⅱ-1-(8) 一人一人の障がいに応じた指導の充実	特別支援教育課調べ（悉皆） 対象：県立の支援学校 特別支援学校、特別支援学級・通級指導教室が対象	特 支 学 校 小・中学部 91% 特 支 学 校 高 等 部 80.9% 小・中学校 24.7%	特 支 学 校 小・中学部 100% 特 支 学 校 高 等 部 100% 小・中学校 70%			特別支援学校では全ての教員が免許を保有することを目指す。 小学校では70%の免許の保有を目指す。
33	地域住民を対象とした授業公開を実施している学校の割合	Ⅱ-2 地域の力を活かした学校づくりの推進	大分県学校評価等状況調査（義務教育課・悉皆） 対象：市町村立の小・中学校 小中学校を対象とした調査。	小学校 91.7% 中学校 86.6%	小学校 100% 中学校 100%			全ての小・中学校で授業公開が実施されることを目指す。
34	ホームページなどで地域住民に学校評価を公開している割合	Ⅱ-2 地域の力を活かした学校づくりの推進	大分県学校評価等状況調査（義務教育課・悉皆） 対象：市町村立の小・中学校 全ての小中学校のうち、ホームページなどで学校関係者評価の地域住民への公開をしている学校の割合。	小学校 20.2% 中学校 25.8% (H21)	小学校 100% 中学校 100%	○		全ての小・中学校で学校評価が公開されることを目指す。

番号	名称	施策名	内容（出典等）	H22 基準値	H27目標値 ()内は 旧目標値	新規 指標	県長計 と共通	考え方
35	授業に地域人材を活用している学校の割合	Ⅱ-2 地域の力を活かした学校づくりの推進	大分県学校評価等状況調査（義務教育課・悉皆） 対象：市町村立の小・中学校 小中学校を対象とした調査。	小学校 97% 中学校 89.5%	小学校 100% 中学校 100%		○	全ての小・中学校で授業に地域人材を活用することを旨とする。
36	運動部活動に地域人材を活用している中学校の割合	Ⅱ-2 地域の力を活かした学校づくりの推進	体育保健課調べ（悉皆） 対象は市町村立中、県立豊府中、大分大学付属中 H23実績で504人。うち中学81人は県事業によるもの（国費）でそれ以外はボランティア	86.6% (H23)	100%	○	○	全ての中学校で運動部活動への地域人材の活用が実施されることを旨とする。
37	地域人材を活用した放課後子ども教室が実施された小学校の割合	Ⅱ-2 地域の力を活かした学校づくりの推進	社会教育課調べ（悉皆） ※学校数は分校を除いた数値を用いて算出	72.8% (H23)	100%	○	○	全ての小学校で放課後子ども教室が実施されることを旨とする。
38	安全教育、安全管理、組織活動を盛り込んだ学校安全計画の策定率	Ⅲ-1 安全・安心な学校づくりの推進	学校の安全管理の取組状況に関する調査（文科省：隔年） 対象：県立・市町村立 及び、学校の保健管理・安全管理に関する調査（体育保健課）	75%	100%	○		全ての公立学校で学校安全計画を策定することを旨とする。
39	公立学校の耐震化率	Ⅲ-1 安全・安心な学校づくりの推進	教育財務課調べ（悉皆） (S57以後建築+S57以前であるが耐震+耐震改修済)÷全棟数	小中学校 74.1% 県立学校 90.9%	小中学校 100% 県立学校 100%		○	全ての公立学校で耐震化が完了することを旨とする。
40	安全マップを作成している小学校の割合	Ⅲ-1 安全・安心な学校づくりの推進	学校の安全管理の取組状況に関する調査（文科省：隔年） 対象：県立・市町村立 交通安全、防災、防犯の面から検討し、作成	88.3%	100%			全ての小学校で安全マップを作成することを旨とする。
41	地域のボランティアによる学校内外の巡回が行われた小中学校の割合	Ⅲ-1 安全・安心な学校づくりの推進	学校の安全管理の取組状況に関する調査（文科省：隔年） 対象：県立・市町村立	小学校 93.5% 中学校 87.3%	小学校 100% 中学校 100%			全ての小・中学校でボランティアによる巡回が実施されることを旨とする。
42	地域と連携した防災訓練を実施した学校の割合	Ⅲ-1 安全・安心な学校づくりの推進	体育保健課調べ（悉皆） 県立・市町村立の幼稚園・小・中・高校が対象 地域とは、自主防災組織・防災部局・消防署・隣接校をいう（この中のいずれかと連携していればカウント）	82.3%	100%	○	○	全ての公立学校で地域と連携した防災訓練を実施することを旨とする。
43	不登校児童生徒の復帰率	Ⅲ-2 いじめ・不登校等問題行動への対応の強化	児童生徒の問題行動等生徒指導上の問題行動調査（文科省・悉皆） 対象：県立・市町村立の小・中学校 完全復帰のほか保健室登校なども含む 長期欠席者-病休者-経済的理由により登校できない者=不登校	小学校 34.9% 中学校 31.8%	小学校 50% 中学校 50%	○	○	半数の児童生徒の学校復帰を目指す。（全国平均よりも高い目標）
44	いじめの解消率	Ⅲ-2 いじめ・不登校等問題行動への対応の強化	児童生徒の問題行動等生徒指導上の問題行動調査（文科省・悉皆） 対象：県立・市町村立の小・中学校 学校に対する調査であり、児童生徒に対する調査ではない。	小学校 73.4% 中学校 66.4%	小学校 80% 中学校 80%	○	○	いじめの解消率が全国平均以上を目指す。
45	公立図書館における県民1人あたりの図書貸出冊数	Ⅳ-1-1(1) 県民の生涯学習を支えるための基盤の整備	社会教育課調べ 貸出冊数は県内公共図書館状況調査（県立図書館調べ）が出版	3.7冊	4.5冊		○	1人あたりの貸出冊数が九州平均以上となることを旨とする。
46	公立図書館におけるレファレンス受付件数	Ⅳ-1-1(1) 県民の生涯学習を支えるための基盤の整備	県内公共図書館状況調査（県立図書館・悉皆） 窓口での受付件数（電話・メール含む）	54,000件	62,000件	○		年1,600件の増加を見込む。（H20～22実績から）
47	生涯学習情報提供システムへのアクセス件数	Ⅳ-1-1(1) 県民の生涯学習を支えるための基盤の整備	社会教育総合センター調べ サーバーのカウンターの数値	197,000件	443,000件		○	人口1人あたりアクセス数が九州トップクラス（2位以内）となることを旨とする。

番号	名称	施策名	内容（出典等）	H22 基準値	H27目標値 ()内は 旧目標値	新規 指標	県長計 と共通	考え方
48	県・市町村教育委員会が実施する社会教育関連講座受講者数の人口に対する割合	IV-1-(2) 社会教育の推進	社会教育実績調査（社会教育課・悉皆）市町村あて毎年照会。国の調査（3年ごと）を補完するもの。	18.9%	30%	○	○	受講者の割合が九州上位（2位以内）となることを目指す。
49	文化庁活動への加入率	IV-2-(1) 文化芸術活動の促進	県中文連・県高文連調べ 高校は、県立・市町村立・私立が対象 中学校は県立、市町村立、国立、私立が対象 中文連・高文連に届け出のあった部員数の集計（運動部との重複含む）	中学生 12% 高校生 15%	中学生 15% 高校生 27% (25%)			高校生は22年度目標を達成したのでさらに2%の上積みを図る。
50	全国高等学校総合文化祭のコンクール形式部門における入賞者（団体）数	IV-2-(1) 文化芸術活動の促進	文化課調べ 対象：県内の県立、市町村立・私立の高校からの入賞した個人・団体数 全国高校総合文化祭は「文化部の甲子園」とも言われている。コンクール形式部門は約11ある。（開催地により異なる）	8 (H23)	11	○		おおむね各部門で1人（団体）程度の割合で入賞することを目指す。
51	国・県指定文化財数	IV-2-(2) 文化財・伝統文化の保存・活用・継承	文化課調べ H23.4.1 現在 国指定文化財157件（うち国宝4）+県指定文化財710件=867件	867件	900件		○	現状でも国指定で九州2位、県指定で九州1位ではあるが、さらなる増加を図る。
52	県立歴史博物館、県立先哲史料館、埋蔵文化財センターの入館者及び訪問講座の受講者数（ ）内は入館者	IV-2-(2) 文化財・伝統文化の保存・活用・継承	歴博、先哲、埋文調べ（文化課が集計）	97,497人	100,000人	○	○	年間500人の増加を見込む（訪問講座150+入館者350）
53	総合型地域スポーツクラブの創設数	IV-3-(1) 県民スポーツの推進基盤の整備	体育保健課調べ（悉皆） 創設準備委員会が発足した時点（活動開始前）からカウントする	36	75		○	現状の2倍以上を目指す。
54	県民すこやかスポーツ祭の参加者数	IV-3-(1) 県民スポーツの推進基盤の整備	体育保健課調べ だれもが気軽に参加・交流できるスポーツイベントとして毎年5月に県内各地で開催。	11,585人	14,080人		○	毎年約500人ずつの増加を目指す。
55	全国大会における上位入賞者数	IV-3-(2) 競技スポーツの振興	体育保健課調べ（悉皆） 国体・インターハイ、全国高校選抜大会のベスト8以上に入賞した個人・団体数	118種目	154種目 (169種目)			各年度において、過去、本県が国体10位台の年の平均入賞種目数である154種目以上を目指す。
56	コンピュータ1台当たりの児童生徒数（公立の小・中学校・高校・支援学校）	V-1-(2) 教育環境の整備	教育の情報化の実態調査に関する調査（文科省・悉皆） 公立の小・中学校・高校・特支学校が対象	4.9人	3.9人 (5.4人)			現状でも全国5位であるが、さらなる改善を図る。
57	コンピュータを使って指導できる教員の割合（公立の小・中学校・高校・支援学校）	V-1-(2) 教育環境の整備	教育の情報化の実態調査に関する調査（文科省） ①興味・関心を高める、②課題を的確につかませる、③思考や理解を深めさせる、④知識を定着させるの4つの指導について「わりにできる」、「ややできる」と回答した職員の割合 H19から調査内容が変更されて問われる内容が高度になっており、以前の数値と連続性がない。	58%	80% (100%)			平成27年度の全国平均を74%と見込み、これを上回る80%を目標とする。
58	ストレス診断実施率（県教育庁職員・県立学校教職員）	V-1-(3) 教職員が教育活動に専念できるような支援の充実	福利課調べ 教育庁、県立学校の正規職員を対象とする	43.92%	100%	○		全ての教職員がストレス診断を実施することを目指す。

新大分県総合教育計画

(改訂版)

平成24年3月発行

編集・発行 大分県教育庁 教育改革・企画課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

TEL : 097 (536) 1111 (内線5430)

FAX : 097 (506) 1791

URL : <http://kyouiku.oita-ed.jp/>

E-mail : a31060@pref.oita.lg.jp

印刷 : 株式会社 電子印刷センター



11月1日は、
おおいた教育の日
